

令和元年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和元年6月6日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第30号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第31号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第32号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第33号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第35号 字の一部区域の変更について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君

- 1 1 番 酒 井 和 美 君
- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
- 1 3 番 朝 井 征 一 郎 君
- 1 4 番 江 守 勲 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	山 口 真 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	平 林 竜 一 君
財 政 課	長	川 上 昇 司 君
総 合 政 策 課	長	歸 山 英 孝 君
会 計 課	長	酒 井 宏 明 君
税 務 課	長	清 水 昭 博 君
住 民 生 活 課	長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課	長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課	長	森 近 秀 之 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
上 下 水 道 課	長	原 武 史 君
上 志 比 支 所	長	山 田 孝 明 君
学 校 教 育 課	長	多 田 和 憲 君
生 涯 学 習 課	長	清 水 和 仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂 下 和 夫 君
書 記	坂ノ上 恵 美 君
書 記	竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに11日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第29号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行い、本日は第1審議を行いたいと思います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和元年度永平寺町一般会計補正予算説明書をいただいておりますので、それに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

最初に、財政課関係より補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、財政課関係についてご説明申し上げます。

予算説明書3ページをお願いいたします。

左側でございます。

款2総務費、目4財産管理費、基金積立金の200万円につきましては、森林環境譲与税について、9月補正の財源とするため一時的に財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上、財政課関係の6月補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 基金積み立てで森林環境譲与税の問題がありますが、財政課というのは2ページのことについても質問をすればいいわけですね。説明なかったもんですから。

実は、この森林環境譲与税。もっと先の話ですけど、いわゆる東北大震災への復興税として我々1人当たり年間1,000円ですか、頭割りで取られているんですね。その期限、あれは20年やったですか。10年やったか20年やったかな。期限が終わったときから、この森林環境税という名前に変えて、これを原資に全国に振り分けると、自治体に振り分けるというんですか。その振り分けのやり方ですね。ちょっと振り分けの仕方を説明していただくとありがたいんですが。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 森林環境譲与税ということですから農林課のほうからお答えします。

まず、割り振りなんでございますが、人工林の面積割が50%、それから林業就業人口割が20%、それから人口割が30%となっております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 森林環境税って今聞いておわかりのとおり、人口割が3割入っているんですね。もう全然山のないところでも人口さえ多ければ、そこにたくさん行くという内容になっているわけです。だから、森林を全然構わなくても金をがっばりもらえるところもあるんですね。それはやっぱり矛盾だということで、これはぜひ行政側からそういう分配の仕方は不公平でないかということを示していかなあかんと思うんです。

例えば、例えば悪いですけども、合併前の春江町、坂井町というのは森林はないわけですよ。でも、人口がそこ多かったら、そこにこの3割、たしか全国で500億円ぐらいでしたっけ。600億円ぐらいですかね。その3割を人口割にするわけですから、東京都なんていうのは、23区なんていうのは人口多いですから、周辺も多いところありますけど、そこへはこのお金の3割を分配すると、はるかに森林をたくさん抱えているよりも多いということが言えるわけで。

あと、森林環境譲与税の問題でいえば、いわゆるCO<sub>2</sub>削減に森林が寄与していると。そしてO<sub>2</sub>を出すということで、非常に評価されて、そこに充てたいという

ことを言っているんですが、現実的にはそういうふうにはなっていないということをはきちっと指摘していってもらえるかどうか。そこが大事ではないかなと思うんですね。

本町でどう使うかということについては、またこれからのいろんな論議になっていくと思うんです。ただ、やっぱり最近、森林を整備する補助というのはなかなか出にくくなっています。造林への補助なんか少ないですし、またそれ以降、管理。特に最近では木材の価格が安いですから、いわゆる普通それなりの柱をとろうと思ったら三、四十年経って四、五十年で森林の更新をするんですけれども、それもせずに、この場合は非常に、特に吉野なんていうのは昔の福井藩の御用林ですから、大径木ということをやっているんですね。これの制度を導入と同時に、余り構わないそういう人工林については、勝手に行政が伐採して活用しているという法律も一緒に今つくるという方向で論議されているはずですよ。国会で。

そんなことを考えると、やっぱり行政がこのお金をどう活用するか。と同時に、森林保全の計画も含めてきちっとつくっていかないと、いわゆる声の大きいところに金が行ってしまうというおそれもあるんで、その辺は十分考えていただきたいと思うんですが。

これ財政課に聞いていいんですかね。後で具体的に使うところで聞いたほうがいいんですか。そんなことも含めて思うところあるんですが。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 先ほどの話で、人口割について思うところあるというご発言でございましたが、山が少ないところにおきまして人口割ということは、逆を考えれば木材を利用した活用にこの財源を充ててくれということにも読み取れますので、一概に山がないから云々という考え方はいかがかと思えます。

それと、今後の本町のこの活用の方法については、後ほど農林課のほうで考えは持っていると思いますので、答弁があらうかと思えます。

ただ、財政課としましても、その目的に沿った活用を注視していくという姿勢は持っておりますので、その点、ご報告させていただきます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これはぜひ皆さん知っていただきたいですが、いわゆる木材の価格というのは、それなりの往時から比べると3分の1、4分の1、5分の1という価格になっています。国は国内の資源をどう有効活用するかということでは具体的な方針はないんですね。都市で使うからというんですが、現実的に都市

で使っているほとんどの材料は外材です。最近では、自分のところの地域の地元の材を使って家を建てるというのはなかなかなくなっている。福井県なんかは伝統的な家屋については支援するというのをやっていますが、都会ではそういうことはないわけですね。

そのことを考えると、使うから、それに寄与するからという振り分けはやっばりおかしい。どう荒れた森林を保全していくかということに、財政課としても振り向けるように、ぜひ目を向けていってほしいし、おかしいなと思う点は国にも声を上げていってほしいと思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） その考え方的なものについては否定はしませんけれども、財政課としてもこの目的に沿った使い方については、今ほど言われたような注視をしていくという考え方を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

また、上位機関への申し入れということでございます。機会があれば、その旨を上へ上げていただけるような発言はさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、総合政策課関係、3ページから7ページの補足説明を求めます。  
総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） それでは、総合政策課関係のご説明を申し上げます。

予算説明資料3ページ右側をお願いいたします。

款総務費、目5企画費、プレミアム付商品券事業、補正額2,226万4,000円でございます。この事業につきましては、消費税、地方消費税の10%への引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として実施されるものでございます。購入対象者でございますが、令和元年度住民税非課税者約2,200名。それと、子育て世帯約400世帯でございます。券面額2万5,000円の商品券が2万円で購入できるという内容でございます。

需用費、印刷製本費118万8,000円でございますが、商品券の印刷代でございます。

委託料751万円でございますが、この事業に係りますシステム改修の委託料でございます。

負担金補助及び交付金 1, 356万6, 000円でございますが、店舗募集及び換金事務事業補助金として56万6, 000円、事業費としてプレミアム分の5, 000円×2, 600名の1, 300万でございます。

当該事業の財源は、全額国庫補助でございます。

4ページをお願いいたします。左側をお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、公衆無線LAN整備事業、補正額、工事請負費で726万円でございます。こちらにつきましては、窓口業務における住民サービスの向上や効率化、ペーパーレス化による経費節減、あるいは災害発生時における電話回線使用不能のケースに情報収集、情報発信のための通信手段として公衆無線LAN工事を実施するものでございます。

整備箇所でございますが、永平寺町役場本庁舎1階、2階、東庁舎1階、2階、3階の大会議室、小会議室、学校教育課のエリア、永平寺支所1階事務所、2階消防ホール、上志比支所、松岡上水道管理センター、松岡福祉総合センター、松岡公民館1階ロビー、上志比文化会館サンサンホールでございます。

財源でございますが、334万9, 000円が国庫補助、391万1, 000円が一般財源でございます。

同じく右側をお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、情報端末事業、補正額41万6, 000円でございます。これにつきましては、さきにご説明申し上げました公衆無線LAN整備事業により、本庁舎や各支所等のWi-Fi環境が整うことから、住民へのサービスの向上、各課の業務効率化、災害発生時の情報伝達を行うため、タブレット8台を導入するものでございます。

例えばタブレット使用でございますが、マイナンバーカード普及のためのイベント等でのタブレットを活用した申請受け付け、あるいはタブレットを活用し、宿日直者が学校施設の電子施錠、解錠などを実施することによって経費を削減することができることとなります。

役務費、専用回線使用料26万1, 000円につきましては、10月に公衆無線LAN整備工事が完成することから、6カ月分の回線使用料でございます。

使用料及び賃借料15万5, 000円につきましては、タブレット端末のリース料でございます。

5ページをお願いいたします。

左側、款総務費、目5企画費、シェアリングエコノミー活用事業、補正額99

9万4,000円でございます。シェアリングエコノミーを活用して、地域の課題解決、活性化を図るシェアリングエコノミー推進事業の採択を受けました。永平寺町では、まちづくり会社、大学、永平寺町、地域資源等の担い手や地域課題の当事者の4者による産学官民連携により、地域資源や地域の課題を体験型観光商品としてインターネット上のマッチングサイトに掲載し、情報を発信することにより交流人口、関係人口の増加を図りたいと考えておるところでございます。

旅費60万3,000円でございますが、総務省、プラットフォーマー等との打ち合わせのための旅費、日当、宿泊費でございます。

委託料939万1,000円でございますが、まちづくり会社への事業運営委託料でございます。

財源でございますが、国庫補助金999万3,000円、一般財源1,000円でございます。

同じく右側をお願いいたします。

款2総務費、目5企画費、移住支援事業、補正額100万円でございます。この事業は、東京への一極集中の是正と、地域の中小企業等における人手不足の解消を目的に、福井県が地方創生推進交付金を活用し、東京圏から福井への移住者に支援金を支給することにより、Uターン、Iターンによる就業者の創出を図るものでございます。具体的に申し上げますと、東京23区に5年以上連続して在住もしくは通勤していた方が永平寺町に転入し、ふくいUターン就職ネットに掲載された企業に就職した場合、1世帯当たり100万円の支援金が支給されるものでございます。

負担金補助及び交付金100万円で、財源内訳は県補助金75万円、一般財源25万円でございます。

6ページをお願いします。

左側、款2総務費、目5企画費、地域未来投資促進事業、補正額1,000万円でございます。地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業に承認された「永の里」プロジェクトに対し、雇用の創出、交流人口の増加による地域経済の好循環の効果が期待できることから、地方創生推進交付金を活用し、地域経済牽引事業補助金として支援を行うものでございます。

今回、この事業に対する地方創生推進交付金の交付が決定されたため補正をお願いするものでございます。この補助金を活用し、令和元年度は「永の里」ブランド化の推進とマーケティング戦略の策定、発酵関連の商品接続のための工房建



設の一部として活用されます。

地域経済牽引事業補助金 1,000 万円で、財源内訳は国庫補助金 500 万円、一般財源 500 万円でございます。

右側をお願いします。

款 2 総務費、目 5 企画費、地域コミュニティ活動支援事業、補正額 3,672 万 2,000 円でございます。2 地区のコミュニティセンター新築において、県補助金及び自治総合センター助成金の交付決定がなされたこと。そのほかの 2 地区のコミュニティセンター改修についての申請があったため、コミュニティ会館整備支援事業補助金交付要綱に基づきまして補正するものでございます

春日 2 丁目コミュニティセンター新築工事補助金 1,000 万円で、財源内訳は県補助金 500 万円、一般財源 500 万円でございます。

吉野地区コミュニティセンター補助金、新築工事補助金 2,625 万円で、財源内訳は自治総合センター助成金 1,500 万円、一般財源 1,125 万円でございます。

鳴鹿集落生活改善センターバリアフリー改修工事補助金 11 万 5,000 円で、全額一般財源でございます。

京善多目的集会センター改修工事補助金 35 万 7,000 円で、こちらも全額一般財源でございます。

以上、総合政策課の補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。ありませんか。

2 番、上田君。

○2 番（上田 誠君） まず、3 ページのところですが、右側、これのきちっとした相手先の連絡周知等のやり方について、漏れのないようにしていただきたいので、それについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、4 ページの右、左ですが、この欄のところの事業で、当然財源内訳、そのところの採択を受けたということになっています。ただ、当然採択を受けた上においては、たしか前のときの話では、採択を受ける基準があつて、そこに助成されますが、そのほかは助成されませんというのがありました。それはわかるんですが、例えば同じ工事の形態の中で、例えば仮に本庁舎が 1 階、2 階がありました。3 階もやりたいね。3 階も一緒に工事してもらうことによって工事費が

ある面ではできるので、当然、工事するときに、例えば3階も含めて1階、2階は補助を受けるけれども3階分は補助を受けないというような対象という工事ができるんじゃないですかという話、何か全協のとき、私言ったような覚えもちょっとあるんですが、そこらあたりのところでどうなるのかということと、第2弾。例えばLANのところは私も有効性もあると思っていますので、第2弾のところでは、あとどこまで戦備していくような計画あるかということをお聞きしたいと思います。

それから、その隣のタブレットの8台。いろんな形で利用価値があると思いますので、その利用規定みたいのをきちっと設けてやるんだらうと思うんですが、そこらあたりの規定を、大まかにどうするのかということをお聞かせいただきたいと思います。

5ページです。この委託料がまちづくり会社に委託するというので、これは人件費じゃないかと思うんですが、まちづくり会社のほうの人の、私、前もちょっと言ったかと思うんですが、まちづくり会社が自主的に今後運営していくに当たっては財源が必要になってくるだろうと。その財源が、今回はこういう形で今年度のところは財源ができますが、その後のところですね。そういうところで、こことは直接関係はないかもしれませんが、委託料の内訳がもしもわかったら教えていただきたい。というのは、さっき言ったように次のときはどうしていくかというのがありますので、お願いしたいと思います。

それから、未来投資法については、また機会があればお知らせいただきたいと思いますし、それは第2次のほうに移っていきたいと思います。

それだけです。ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、プレミアム商品券の対象者への漏れがないようにということで、今、税務のほうと、住民生活課のほうとで対象者の抽出作業を行っているところでございます。

私、税務課にいたのでちょっと難しいなと思うのは、学生さんがこちらへ来て地元で親御さんの扶養になっているというのはこちらでつかめないの、そこら辺の抽出を今きちっとやっているというようなことで、そこら辺漏れのないように行っていきたいと考えているところでございます。

次に、公衆無線LANです。対象外については、単費で持つというような形になりますので、もし仮に3階部分を対象にしたいというのであるならば、全額単

費というような形になろうかと思えます。

それと、今後の二次的な事業なんですけれども、一応、公衆無線LANの効果というんですか、その辺をどのくらい効果があるものか。かなり有効であるとは予想できるんですけれども、そこら辺を見きわめてから、今後、活用していきたいと、広げていきたいなという思いはあるんですけれども、どの程度の効果が見込まれるかが大事ではないかなと考えているところでございます。

タブレットの使用規定でございますけれども、やはり持ち出しとかできるというようなこと、線がないので外部への持ち出し等もいろいろと想定しているところでございますので、そこら辺はきちっと規定をつくって運用していく必要があるなと考えているところでございます。

シェアリングエコノミーの推進事業についてでございますけれども、この前、全員協議会の際にいただきましたご質問の中で、内容をわかりやすいものにしてくれということで、今回、このような形で精査したものについてお示ししました。この中で下のほう、地域プロデューサー業務というのがあろうかと思えますが、こちらをまちづくり会社さんのほうの人件費、活動費と位置づけて考えているものでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 若干ちょっとその補足で。

先ほど言った漏れのないようにということ、やはりご辞退ということはないと思うんですが、そこらあたりのきめ細かに、その後のフォローの対応をぜひお願いしたいと思えます。

それから、LANのところの有効性のところ。やっぱりそれはきちっと図った上で、今後いろんなところに波及せざるを得んと思えます。例えば学校、公共施設ですとか、そういうところに波及していかなあかんとなったときには、学校も含めて、隣のところに書いてありますように運用規定が結構出てきますので、ぜひ運用規定についてはまたまとめていただいたやつを議会等にご提示いただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

シェアリングのところについては、これいただきましたので、ちょっとまた一遍見るようにいたします。

ぜひ、そこらあたりも今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） プレミアム商品券については十分漏れがないように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

タブレットの運用規定、きちっとしたものをつくりまして、また議会のほうにお示ししたいと考えております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 3ページの右側のプレミアム商品券事業ですけれども、これのシステム改修費で750万ですけれども、どういったシステムなのかという。これは3月の補正のときに説明受けたかもわかりませんが、もう一度確認させてください。

それから、無線LANの事業ですけれども、全協の説明の資料のところに初期投資は今回計上された金額ですけれども、これからランニングですね。経費として520万強の費用が発生するということですので、これを一度確認しておきます。

それから、無線LANシステム、先ほどの第2段階でいろんな効果を見て、どのように次のステップで展開していくのかというお話ですけれども、これも今回のわかりやすい効果として、ペーパーレスというのが出てくるんですね。今回のWi-Fi環境の整備と、それからタブレットを配備するわけですけれども、一体どのくらいのペーパーレスの効果があるのかというのは当然試算されていると思いますので、今の計画の段階でどのくらいのペーパーレスの効果があるのかということを確認したいと思います。

やはり電子化によるペーパーレスというのは、これから我々議会のほうも議会のICT化で取り組んでいくわけですから、ぜひとも参考にさせていただきたいなと思います。

それと、補正予算説明書の同じく4ページの右側ですけれども、タブレット台数は8台となっているんですけれども、計画では23台という計画があったと思うんです。これは今回の国からの補助の対象として8台ですよ。それから、先ほど説明がありましたように単費で残りの15台を購入するという計画なのかを、ちょっと予算ベースで確認させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。次、5ページのシェアリングエコノミー活用推進事業。これは31年度中に具体的な事業が体験型の観光商品を出して、実際、それが実

施されるということでもよろしいでしょうか。体験型観光の商品を出すわけですから、お客さんが来られるということで、体験会場借り上げ料ということで計上されていますね。ということは、実際、31年度にその事業が行われるという前提でもよろしいですね。

そうしますと、具体的な事業の指標として、目標指標として来られるお客さんはどれくらいの数进行想定しているのかというのは当然事業計画としてあるわけですから、それをこういった指標で今年度末に何人の方が来られるのかということを確認したいと思います。

それから、地域未来投資促進事業については、私の一般質問でも確認をさせていただいたんですけれども、今回の支援事業は3回目になるわけですね。ここにも書かれておりますように、事業実施者への補助金ということですから、事業実施者というものを明確にしていきたいと思います。

一昨日の私の質問の中では、発酵研究所に対しての補助というんですけれども、研究会ですか。研究会が構成する具体的な事業者がいらっしゃいますよね。その事業者がどなたなのか。もっと言いますと、「永の里」が開業したときに、そこにしっかりと関連する事業者さんがおられるわけですね。この方に対しての補助金ということですから、ここをしっかりと確認して、今回の予算を見てみたいと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、プレミアム商品券のシステム改修委託料の内訳でございますけれども、システム導入作業、申請書案内印刷、封入封かん作業、あと各種帳票の窓口発行分の各種帳票、引きかえ券の印刷、封入封かん作業などが主なものでございます。

公衆無線LANのペーパーレスのあれなんですけれども、どのような効果、どのように減っていくかというようなことかと思うんですけれども、とりあえず今8台ということでございますので、当初はそのような目に見えるような効果はあらわれていないと思うんですけれども、今後、徐々にタブレットの台数をふやしていくことにより、会議等なんかでも活用することができることになり、会議資料などの削減が図れるようなものと思っております。

全協のとき23台ということでお示したんですけれども、その後精査しまして、まずは8台に絞り込みました。必要と思われる担当課のほうへそれぞれ割り

振って活用の状況を見ながら、今後ふやしていきたいと考えているところでございます。

ランニングの費用なんですけれども、520万って議員さんおっしゃられましたけれども、52万で、これは回線使用料とタブレットのリース料。ランニングコストがいわゆる予算説明資料の4ページの右側、これが10月から6カ月分のランニングコストになりますけれども、次年度以降、これの12カ月分がランニングコストということになります。約倍。ちょっと精査してみないとわからないんですけれども、そういうような形になろうかと思えます。

あと、シェアリングエコノミーの具体的なものについては、今年度中に10点ほど商品をつくっていききたいと考えているところでございます。

まず、初年度でございますので、シェアリングエコノミーの状況といたしましては、利用者が徐々に広がっていくというようなことでございますので、旅行商品は初年度10点、それぞれ5組程度入ってきていただければいいのではないかなと考えているところでございます。それが徐々にふえていって、定期的にお客様が見えられるようになったらいいと考えているところでございます。

あとは、地域未来投資でございますけれども、今年度の補助金については黒龍酒造に対して補助金を助成するというようなことを予定しております。

平成29年度は発酵文化研究協議会に助成しておりまして、協議会が、うちの役場がつくっているわけではないので、メンバーについてはこの前申し上げたとおり、発酵食品の製造会社がメンバーであるということにとどめさせていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ペーパーレスにつきましては、本庁だけで160万枚、毎年紙を使っております。その中で、今いろいろ取り組んでいるのが、これは区長さんのほうからも要望がありまして、配布物が多過ぎる。これも今、広報紙と生涯学習課のシード、なるべくこれに集約できないか。また、いろいろなほかの全戸配布とかそういったものもどういうふうになくしつつ、どういうふうに通信をしていくか。こういったことを今取り組んでおります。徐々に徐々にそういった角度でペーパーレスも進めていく。

もう一つは、このタブレットを、本庁だけで150万枚ありますのを、やっぱり目標設定って大事だと思います。今年度は130万枚にするのか、140万枚にするのか。その中で、10万枚、20万枚を減らすのを、新しい技術を使って

どういうふうに減らしていこうかということを考えていくというのが大事だと思っ  
ていまして、もちろん議会にもタブレットが入って、電子でやることによって  
大幅にペーパーレス化が進むというのもあると思います。

それと、ランニングの面。今、行政の中にパソコンもいろいろある中で、さら  
にタブレットをふやすのではなしに、実はマイナンバー等が始まりまして、物す  
ごくセキュリティが厳しくなっています。昔は職員の1台のパソコンで行政ネッ  
トワークも、さらにいろいろなインターネットの調査もできたんですが、今はも  
う完全に分離しております。これは行政によっては、ほかの自治体によっては職  
員に2台体制でパソコンを渡しているところもあるんですが、永平寺町では、皆  
さんご存じのとおり、各課の中で1台ないしは2台、そういった行政とは違った  
ネットワークのパソコンを用意しております。ただ、これもデスクトップが必要  
なところもあるんですが、一々その席でやるよりもタブレットを回し合っ  
て情報収集をしたほうがいいのか。そういった中でこれからパソコンの切りかえの  
ときにはタブレットに切りかえていく。また、デスクトップが必要なところにはデ  
スクトップを残していく。

もう一つ、ペーパーレスとかいろいろな業務の効率化の目標の中を今から少し  
ずつ入れていくことによって、新しいタブレットの使い方、ペーパーレスのやり  
方、こういったものも新しい発想で生まれてくると思いますので、こういった点  
でタブレットを、業務の効率化プラス、長い目で見れば行革の経費、ランニング  
コストの削減、こういったものに結びつけていきたいなと思っております。

それと、シェアリングエコノミーにつきましては、いろいろな方々と、地元で  
商売されている方。この前もちょっと運動会で木工、いろいろつくっている方と、  
体験型のそういったことをやっていたんですが、なかなか人が集まらないので今  
はやめているんやというお話とかいろいろあります。実はこういった地域で少人  
数でも来てもらって、交流して、体験型の旅行を楽しんでいただく。こういった  
ものを今、大学生がいろいろな、こちらからも提案、こういった方々のお話を聞  
いてくださいというのも提案しながら、新たなニッチな観光といいますか、本当  
に都会の人が求めている観光に結びつけていきたいなと思って。

このシェアリングエコノミーにつきましては、インターネットのサイトを使いま  
するので、もちろんしっかりと料金をいただく。地域プロデューサーとかまちづ  
くり会社も手数料もしっかりいただく。そういった形で持続可能な、また地域の  
皆さんが、商売されている、農業されている方でも、いろいろ新しい形の体験型

プログラムができる、そういったことを今進めていっておりますので、またご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） プレミアム付商品券のシステム改修ですけれども、いろいろな事務手続の、こんなふうな事務手続という紹介を受けたんですけれども、ずばりどういったシステムを、改修ですから恐らくどこか外部業者に委託するのかなと思いますので、そこら辺を早く明確にして、この投資でいいんだよという確認をさせてください。

それから、無線LANですけれども、町長も言われましたように、一つのモデルになるんですね。8台で、ペーパーレスで。この範囲で、防災関係、それから窓口サービス、それから自分たちのペーパーレスというところ。これを企画では、これくらいの効果を見ていたんですけども、実績としてこうだよというところの一つのモデルになりますので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

それから、ランニングコストを、4ページの右側のタブレットのリース料というお答えだったんですけれども、Wi-Fiの設備を設置する、それを維持管理していくメンテナンス費用です。これはしっかりと、この前の全協の資料のところ52万8,000円という、年間、この数字が出ております。これの確認をさせていただいたんです。

その52万の内訳は、7拠点の月々の回線使用料として4万3,400円という数字が上がっているんです。ここで確認したかったのは、初期投資は700万強あるんですけれども、これから年間52万のランニングコストが発生するよということをしかりと確認しておかなければいけないわけです。もう一度確認します。

それから、地域未来投資促進事業につきましては、きょう、具体的にこういうのを業者さん、この1社ですというご回答だったんですけれども、ここら辺につきましてはもう少し確認させていただきたいと思いますので、後ほどこの第1審議に続いてどうするかは提案させていただきます。よろしいですか。黒龍さん1社ということによかった。今答えが、この件についてお答えできるのであればお願いします。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時52分 休憩）



(午前10時17分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

総合政策課長。

○総合政策課長(歸山英孝君) まず、公衆無線LANの維持経費ということで、さきの全協でお示ししました年間52万800円ということですが、今回、補正でお願いしているのが、4ページの右側、回線使用料26万1,000円で、これは6カ月分の使用料ということをお願いします。下のタブレット端末使用料も6カ月分ということですので、次年度以降については、これの12カ月分がランニングコストとしてかかってくるとご理解ください。

プレミアム商品券のシステム改修ですけれども、こちらについては、うちの行政情報システムを入れています広域圏のシステムを改修するというような作業になりますので、外部設計、内部設計何人とか、内部テスト、システムテスト、本稼働、本番適用、立ち会い、稼働支援等がシステム改修の中身となってくるものでございます。

以上です。

○議長(江守 勲君) ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番(酒井和美君) 移住支援事業についてお伺いしたいんですけれども、永平寺町も移住者をふやすということが本当に一番大切な事業ではないかと思って、すごくいい事業だなと思って見させていただいているんですが、このふくいUターン就職ネットというところに掲載されている企業ということで限定されておりますが、これに対して求人の登録数、現在、永平寺町内企業が12社ということで、4月23日の時点で伺っておりますが、これは今現在どのようにふえているでしょうかと、目標数ですね。

あとこれ、ただ単に書面で説明しているという状況なのか、1社1社回って、こういうすごくいい取り組みありますので登録しませんかと説明をされているのか、そういうところも伺いたいと思います。

あと、まちづくりの株式会社さんというのもこの中で登録できるところに入るのではないかなと思うんですが、常々、まちづくりさん、事業規模に対して従業員数ちょっと少な過ぎるのではないかなというのが心配で見えております。東京の方に来ていただけるということもありますので、まちづくりさんにもお話しされているのかなということがお伺いしたいということと。

もう一つ、これせっかくの取り組みとしてあるんですけども、本当に東京在住の方に有効な働きかけ、情報発信ができているのか。どれくらい情報を届けていることができるのか。全くできていなければ意味のないことなので、その辺も県のほうからどのように説明されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、ふくいUターン就職ネットに記載される企業というのは条件がございまして、資本金10億円未満。本店所在地が福井県。その他雇用保険の適用事業主であること。みなし大企業でないこと。官公庁などでないこと。風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業者でないこと。暴力団等反社会的勢力、または反社会的勢力と関係を有する法人でないことというような条件がある企業でございまして、この企業につきましては、永平寺町からは何社かございまして。

ただ、この企業に登録をもっとPRするよということですね。また、その辺は商工のほうと連絡しまして、こういうようなサイトがあるというようなことをPRしてまいりたいと考えているところでございまして。

また、移住支援事業の移住者、東京在住者の方へのPRということで、これは福井県が取り組みまして、永平寺町は25万の負担で永平寺町に取り組むということで、県が一括してPRを行っているところでございまして、こちらについては、また県のほうにより有効なPR。当然、永平寺町のホームページ等にも載せまして、東京圏に発信していきたいと考えているところでございまして。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

ちょっとPRの仕方、永平寺町内の企業さんに対してどういうふうに、書面で、封書で届けるのかとか、顔を見せてお知らせするのかとか、説明会をするのかとか、もう決めていらっしゃるって、それを教えていただけたらなというのが思ったんですけど、今の時点では決められてないみたいなので、また積極的な取り組みをお願いいたします。

あと、県のほうからもどういうふうにPRしますよというふうな説明を受けずにお話だけ来ているのかなと思ったんですけども、もう少し永平寺町、この間、私、新聞記者さんと話しして、永平寺町ってベッドタウンですよと言われてたんです。私、ついぞ、この町議会で永平寺町はベッドタウンであるという表現

を聞いたことがないなと思います。

移住者をふやすということで、もっと意識を持っていられたら、もう既にお話進んでいることではないのかなと思うんですけども、今の時点で情報は余らないということであると思うんですけども、また積極的な取り組みということでお願いしたいことと、あとまちづくり株式会社さんについても質問させていただいたんですが、それについて答えをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、この事業の目的なんでございますが、東京圏の一極集中を解消しましょうというのが大きな目的の一つでございます。さらに、福井県内の就業者、Iターン、Uターンによる就業者の増加を図るというようなことが次の目的になろうかと思えます。

それで、当然、県下挙げての事業になりますので、PRの主体は県のほうになろうかと思えます。また、永平寺町も先ほども申し上げたようにホームページ等でPRしていきたいなと考えているところでございます。

ただし、なかなか東京圏からの移住といいますと、東京圏を中心にしたPRということでございますので、そこら辺は県のほうと十分連絡を密にしながら効果的なPRのあり方について模索していきたいと考えているところでございます。

あと、まちづくり会社のマッチングサイトへの登録でございますが、このようなものがあるということで、まちづくり会社にぜひ入ったら有利なんではないかということでお話ししていきたいと思っているところでございます。

官公庁でないことということは、ちょっと明記されていますので、そこら辺調べて、入れるもんならまちづくり会社にPRしていきたいと考えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私も同じところなんですけれども、このふくいUターン就職ネットに登録されている企業さんの内容まではちょっと話せないと思うんですが、ぜひ寄り添っていききたいなと思う部分で、東京から福井というのはなかなかやっぱり難しいと思えますので。でも、そういった方に魅力があるような内容になっているかどうかというのを一遍に話し合いながら。もし、登録がふえているのであればいいんですけども、やっぱり実績がないという場合には、そういったところも検討していただくようなことができているのかどうかというのだけちょっと確認させてください。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 登録の状況、ふくいUターン就職ネット、こちらへの登録ということでございますが、商工会等を通じまして町内の事業者に登録を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 登録されている企業、またはこれから登録する企業に関しても、本当に東京の方がUターンしたくなる魅力ある内容になるように、ぜひ寄り添っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 何点かあります。

一つはプレミアム商品券ですけど、これ町で上乘せは考えていないのか。なぜかといいますと、8%が10%になると、2割強の引き上げになるわけですね。その差額程度しか、ある意味あれがないんですね。それに対して特に低所得者の人たちが一気に2万円もとかいうことで出せるのかということ、問題も生じてくるのか。そういう意味では、本当に弱者救済というなら、そういうことはないのかというのを一つお聞きしたいのと。

地域未来投資法、先ほど論議になっていましたけど、やっぱりこれまでの事業実績も含めて、全体計画をどうなってきたのかということのもきっちり議会に示しておくのは、それは補助を出す側の責任やと私は思っています。そこが2つ目です。

3つ目ですが、6ページの右側ですが、いわゆるコミュニティセンターへの補助の問題です。実は吉野地区のコミュニティセンターの新築ですけれども、今回、補助金を町を主体に持ってきていますが、ほかのところでは500万上限の支援ということになっているんですね。そういう意味では、実はこういう約束が中部縦貫道の土地買収のときにあったというのは、私たちあんまり聞いてません。突然、去年あらわれてきた問題ですから、そこらは町もやっぱりきちっと取り組みを総括しておくことも必要なんではないか。それと、やっぱりほかのところと、ことし春日2丁目でも取り組まれるわけですから、そことの格差がやっぱり出てくるわけですね。

僕はコミュニティセンターへの支援でいうと、旧松岡では、いわゆる3分の1補助の500万円、町は上限。県が500万円なら500万。地元負担というこ

とになっていたんですね、制度として。ただ、合併したときにわかったのが、永平寺町では地域によっては特別のコミュニティ支援の補助金をもらって、かなりでかい集落センターを建てているというのがあったんですが、それはもう旧松岡では実際なかったんです。

それらも含めてコミュニティセンターを建てるときの支援についてはどうあるべきかというのを町全体として見ていかないと、やっぱり不公平感が残っていくというのは僕思っています。特に私らみたいに小さな集落では、やっぱりセンターを建てるとに大きな負担も生じるということ、実際ありました。

そのことを考えると、ぜひそんなことも含めて考えてほしいなというところですが。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、プレミアム商品券の上乗せについては考えてごさいません。国の方針どおりに進めさせていただきたいと考えているところでごさいます。ただ、使いやすいような、購入しやすいような、多くの人が購入しやすいような環境は整えていく必要があると思いますので、例えば休日の換金とかについては積極的に行ってまいりたいと考えているところでごさいます。

地域未来投資促進法につきましては、地域経済牽引事業にきちっと指定されている業者でもありますし、また地域経済の好循環につながると。また、交流人口などの増加にもつながるといようなことがありますので、これまでどおり助成をしたいと考えているところでごさいます。

コミュニティセンターについては、吉野については中部縦貫自動車道の建設に当たり、地域住民に多大な協力をいただいたというようなことで、合併前の前町長が特別な補助を与える旨を文書で回答したということから、特例的な位置づけで今回助成したいと考えているところでごさいます。

通常助成については、春日2丁目の例による助成になろうかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） プレミアム商品券、考えていない、国の方針どおりだといので、ちょっと寂しいなと私は思っています。

ただ、交付というんですか、その窓口は今度はどこになるんですか。前は商工会やったんですが。そういうところで混乱も生じた面があるのかな。特定の人に、いわゆるかなりの金額の券が渡ったということもありますので、その

辺はどう考えているのか。より公平性を帰す意味で、窓口がどこになるのか聞きたい。

地域未来投資法による助成については、今度、業者さんが来ていただいて説明を聞けるということなので、それはそれなりに考えているんですが、ただ、補助を出す側として、やっぱりそれなりのつかみもしておいて、やっぱり説明はして貰ってもらった方がいいなと私は思っています。そのことだけ言っておきます。

コミュニティセンターの問題については、僕はどこで建てても公平性がある建て方ができるようにということで。ほかのところ、例えば永平寺なんかでは、さっき言ったように大きな補助金をもらって、数千万単位の施設をつくっているというのもあるので、そういう不公平が生じないように、補助はほかの補助金をもらうもらわないというのは別にして、そこはきちっと統一していった方がいいんじゃないかなというのは思います。それは本当に小さいところほど大変になるということになりますので、ぜひ考えてほしいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 集落センターの件につきましては、中部縦貫自動車道の建設に当たりまして、本当に一番おくれていたエリアがまとまっていたら、いろいろな地域があって、まとまっていたらいろいろな件をご協力いただいている中で、旧松岡時代にいろいろなそういった約束は交わされております。今回、合併をしました新永平寺町になりましたも、引き続き次は永平寺町の名前でそれが引き継がれてずっと来ております。

その当時、いろいろな中縦の建設であったり困難があったと思います。いろいろ交渉していく中で、やはり地元の理解と協力の中でこういった約束になっていった。しっかりと書面でも残っている以上、やっぱりこれは約束を履行していかなければいけないなというふうに思います。

ただ、今回、地元の皆さんのご理解もあって、当初の地元の皆さんは、もっとの応援を想定していたんですが、地元の皆さんもそういったわけにはいかない。やっぱり地元でもしっかり負担もしてやっていこうという、そういった思いもありますし、今回は福井県の自治総合センター助成金というのもいただくことができましたので、県のそういったのはあるんですが、町の負担も1,000万円といういろいろな、町としてもやりくりを考えながらこういったことになりましたので、これについてはこれから町の信用、これからいろいろ約束事をして進めていく案件もあると思います。そういった中で、それが終わった後、何年かたっ

たら、やっぱりそれはできませんわとかというわけにはいきませんので、こういったことはしっかりやっていきたいなと思います。

ただ、今、金元さんおっしゃるとおり、ほかのいろんなところは公平に、500万円の補助、こういったのはこれからもしっかりさせていただく。今回のこの件に対しては、あくまでも当時からの約束があるということをご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） プレミアム商品券の商品券購入についてでございますけれども、本庁、支所で休日、来やすい休みの日に購入の日を設定したいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 初めに、シェアリングエコノミー活用推進事業についてお聞きします。

全員協議会で事業の概要を説明をしていただきました。国の採択を受けて、全ての国費を利用してやるということで、非常に期待をしているところなんですけれども、先ほど課長の答弁の中で、体験商品、今年度10点ほど考えているとおっしゃっていました。多分、この間の説明の中にあつた葉っぱ寿司づくりとか、農業体験とかそういうのを考えておられるんだろうなと思います。当然、この10点をTABICAというサイトに掲載をして、そして予定ではというか、構想では10掛ける5組ぐらいでということなんだろうと思いますけれども、今、6月なので、早々にやらなければならないのではないかなと思っております。

具体的にどこまで現在進んでいるのかなということをお聞きしたいのと、そこで大学がかかわってきているというのが一つの特徴なんだろうと思うんですが、大学がどういうかかわり方をするのか。あと、運営委託料についての、まちづくり査というのを400万計上されておりますが、具体的にどういうことをするのかというのを教えてください。

2つ目に、移住支援事業です。この補助金100万。これはそういう該当者がいらっしゃったらこの補助金を出すということですね。そうしますと、県の費用が入っておりますけれども、なかなか該当者ってそう簡単に出ないのではないかなと思っているんですが、万一出なかったら県にお返しするということになるんでしょうか。それと、何年間こういう事業を県も考えているということなんですし

ようか。

さっき、酒井議員もお聞きになっていたんですけれども、具体的に県はどんなアピールの仕方を、要は23区に5年以上住んでいる人で福井にゆかりがある人が興味がある人かという判断はなかなか難しいんですけれども、どのようなアプローチの仕方をして、Uターン者、Iターン者を求めていくのかというのは、お聞きになっていたらお知らせください。

それと地域未来投資促進事業ですけれども、先ほど来出てきました「永の里」。もう29年から始まったんですかね。その都度その都度、その年度の交付金の実施計画などを町のほうからいただいているんですが、今回、その部分がないんですけれども、たしかペーパーで交付事業の背景とか概要とかっていうふうに細かく出ているんですが、これ年度ごとに出てくるんだろうなと思っていたんですけれども、今回出ていないので、その辺ありましたらぜひお示しをいただけたらなと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、シェアリングエコノミーの事業の進捗ということでございますが、現在、今週、担当者とまちづくり会社2名が総務省のほうへ出向きまして、事業の進め方等について打ち合わせ等を行ってきました。翌日なんですけれども、早稲田大学のほうへその足で赴きまして、大学の教授や学生たちとどのように取り組んでいくか打ち合わせを行ったところでございます。

この事業とは直接は関係ないんですけれども、今週の土日、早稲田の学生がこっちへ入ってきまして下準備を行う予定をしております。

それと、来週の金曜日には、早稲田大学の教授がお見えになられまして、またそれも打ち合わせというようなことを行う予定としてございます。

地域未来の実績については、今度11日までにつくって提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

移住支援につきましては、具体的に県がどのようなPRをするかというのは、また改めまして県のほうに確認しましてご報告申し上げます。

この事業の進め方でございますけれども、移住者がいた場合、県に補助金を交付するというような形になろうかと思っておりますので、いなかった場合は75万円分は入ってこないというような感じになると思います。

○5番（滝波登喜男君） 大学の役割、かかわり方は。

○総合政策課長（歸山英孝君） まず、早稲田の学生なんですけれども、ご存じのと



おり3年前からですか、吉峰あるいは東古市地区なんかへ入って、いろいろと研究してございます。平成30年におきましては、この前、全協でも説明したとおり、みずからがから大根と一文字写経のシェアリングエコノミーのコンテンツをつくりまして、みずからTABICAのほうに載せております。この2点につきましては、町のほうからの費用は一切出てございません。

また、早稲田大学の学生たちの協力を求めるという背景には、そのようなシェアリングエコノミーのコンテンツを既につくっているという実績、あるいはそういうような研究をしているというようなノウハウと、あと都会の人の発想で旅行商品をつくっていただく。いわゆるお客様側の発想で旅行商品をつくっていただきたいというような思いもあるので、ぜひご協力をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） シェアリングエコノミーの事業ですけど、前の説明で16団体の応募があり、採択が5団体ということを説明受けております。この5団体、わかりましたら教えてください。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） ちょっとお待ちください。

ちょっと調べまして、後ほど。

○議長（江守 勲君） よろしいでしょうか。

なければ、暫時休憩いたします。

11時より再開いたします。

（午前10時49分 休憩）

---

（午前11時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総合政策課長。

○総合政策課長（歸山英孝君） 先ほどのシェアリングエコノミー推進事業の採択団体、永平寺町を含めまして5団体のうちの残りの団体についてご報告申し上げます。

まず、東京都日野市、事業名が暮らし起点で価値を創出する多世代型スキルシェア推進事業。次に……、市町村名だけ言います。

新潟県糸魚川市、愛知県犬山市、香川県です。香川だけは県でやるということ  
でございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、税務課関係、7ページの補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（清水昭博君） それでは、税務課所管の令和元年度6月補正につきまして  
ご説明申し上げます。

補正予算説明書7ページ右側の表をお願いいたします。

款総務費、項徴税費、目賦課徴収費、節賃金の部分でございますが、非常勤職  
員1名分の賃金69万3,000円の補正をお願いするものでございます。

平成30年度に行いました家屋異動判読照合業務によりまして、家屋課税デー  
タの不突合が4,000件抽出されました。これは当初想定していましたが、2,8  
00件を大きく上回る数字となりました。

税負担の公平性を保つため、固定資産税賦課基準日の1月1日までに、全件を  
精査する必要があるため、非常勤職員を雇用し、対応させていただく補正をお願  
いするものでございます

以上、税務課関係の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 30年度の照合結果、不突合データ。これ当初予測してい  
たのは2,800件が4,000件ということなんですけれども、これ一体なぜ  
倍近くも数字になったのかということです。

これたしか基準となる航空写真のデータに基づいて、何か前年比でやっていく  
という、作業そのものに何か難しいところがあったのか、現実と乖離していたの  
か。

それによって、これからやる精査作業も変わってくるんじゃないかなと思うん  
ですけれども、まずは、なぜ予測値と大幅にかけ離れた数字になったのかという、  
その原因がこれからの取り組みにもなるんじゃないかなと思うので、確認させて  
ください。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（清水昭博君） 30年度に行いました家屋異動判読照合業務につきましては、平成22年度の航空写真と平成29年度に撮りました航空写真で、いわゆる家屋の変化と申しますか、そういうところをどれくらいあるかということでございます。

この中で、今おっしゃった大きいところでございますが、家屋評価はなされてはいるんですけれども、その家屋の住所、家屋がある場所の地番が、實際上、所有者さんの住所となっていて、そこで不突合が起きている場面があるわけなんです。所有者さんの住所のところ、家屋が例えば違うところにあるところが、本来は何丁目の何番地という地番である家屋が、以前のやつですと所有者さんがお住まいの住所の地番となっているというのがありまして、いわゆるエラーという形で、それはちょっとおかしいですよというふうなことが出てくる部分が一番大きな部分かなと思います。

もちろん新築であったりという部分もございますし、中には上空から見ますと増築という形で見えるといいますか、屋根の形状が変化しているので、これは恐らく増築だろうというところもございますし、あと航空写真でございますので、上から写して見ますと、例えばカーポートですと壁がなければ、建物には見えるんですが、評価の対象外であるよねという部分であったりというところがございまして、それにつきましては今回その部を、實際上、写真だけで判読できるもの、あとは現地に行って外観だけで判読して、これは対象外だよね、これは実際上見ないとわからないよねというところがございまして、その部分の精査をして、最終的に読んでいますのは、實際上、おうちの中に入れていただいて家屋評価を正式にしないといけないという部分につきましては恐らく300件ぐらいだろうなというふうな予想でございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 航空写真でどうなっているかというのを見ているというのは以前からやっているのは知っていましたが、これだけ大きい差が出てくる。ある意味、非常勤職員を配置して、それら一つ一つ見ていくんだらうと思うんですが、ちょっと本町の場合、曖昧なところが、いわゆる農作業小屋、家屋とつながっている場合、農作業小屋も家屋と同じような評価をしている面があると思うんですね。それは実際ありました。地籍調査でそれがはっきりしてきて、分けるというふうなこともしていることがあるんですが、その辺も本当に農作業小屋としてし

た場合は、課税額が農地の評価も含めてありますから、安くなる可能性はあるんですね。そこらはこの機会にきちっとしてほしいなって。

以前も旧松岡時代にそういうことを言ったことあるんですが、なかなかそうならないということもありますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（清水昭博君） 今の件でございますが、済みません。私もちょっとまだつかみ切れてないところがございます、今おっしゃられたことを配慮しながらやっていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） この作業といいますか、家屋異動判読照合業務というのは、これは外注といいますか、そういう専門の先へ外注されているんですね。将来的なことかもわかりませんが、この4,000件を抽出するについては、外注先のことかもしれませんけれども、近ごろはかなりAIというのが進んでいると思うんですけれども、AIを利用されているのかとか、もしおわかりならお答えいただきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（清水昭博君） これ自体は實際上、業者のほうに委託を出しております。

それで、先ほど申し上げた航空写真同士の照らし合わせという形でやっております、今、AIを使っているかという、ちょっと設計書の中にはあらわれておりません。いわゆる人足といいますか、そういう形でやっております。

済みません。やはり黙視で対比させているということでございます。

今のこの家屋調査でございますが、当然のことながら毎年毎年、新築であったり、滅失であったりというのにつきましては、現地に行きまして税務課職員が対応させて、いわゆる固定資産のほうに反映させております。

今回の部分につきましては、その漏れといいますか、どうしてもつかみ切れてない部分がやっぱり航空写真によってわかりましたので、それもちゃんと精査するというふうなことでございます。

今後につきましては、いわゆる福井市さんとの広域連合の中で航空写真自体を3年に一遍ぐらい、税務だけではないですけど、そういう形で利用していこうというふうな計画がございますので、今回のように間がちょっと長かったものです。

から件数的には多くなったわけでございますけれども、以後につきましては非常勤さんを雇いながらする作業というのは、以後は出てこないというふうに踏んでおります。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君） これにつきましては、税務課の職員、ちゃんとしっかりチェックをしているんです。ただ、車庫であったり、先ほど言った小屋であったり、なかなか情報が入ってこない中でできてしまっているというパターンも。そういったのは本当に情報を頼りにそこに行って課税に行くんですが、それを厳密にチェックするために航空写真を撮ります。その航空写真も何年かに一度ということで、ちょっとまた漏れてきてしまうところもあるという中で、もう一度そういったことがないように公平公正にやるようにということで、今回のこういった事業になっていきますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、住民生活課関係、8ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、住民生活課所管の説明をさせていただきます。

説明書8ページ左側をお願いいたします。

心も体も元気になる気候療法体験事業につきましては、地方創生推進交付金の交付決定に伴いまして、2分の1相当額の財源組み替えをお願いするものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

なければ次に、福祉保健課関係、8ページから9ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、補正予算説明書8ページ右側をお願いいたします。

介護保険会計繰出金246万4,000円の増額につきましては、消費税率の引き上げにあわせ、低所得者の介護保険料の負担軽減が強化されます。国、県か

らの軽減負担金、それぞれ2分の1、4分の1の財源を受けまして、町負担分の4分の1と合わせ、介護保険会計に繰り出すものです。

軽減幅につきましては、第1段階が現行の0.45から0.375に、第2段階は現行の0.625が国の軽減基準に届いていることから、今年度につきましては見送ります。第3段階は、現行の0.75から0.725に軽減するものです。令和2年度につきましては、第1段階が0.3、第2段階は0.5、第3段階が0.7になる予定です。

今年度は消費税率の改定が10月からの半年ですので、その軽減幅の2分の1を適用するということになっております。

9ページ左側をお願いします。

在宅福祉事業では、禅シンポジウムの事業費に地方創生交付金の交付決定を受けましたので、財源組み替えを行うものです。

同じく右側、健康福祉施設費ですが、工事請負費243万6,000円の増額につきましては、禅の里温泉の浴槽タイルが一部剥がれました。打診調査の結果、ほかの浴槽でも一部浮いている状況が確認されておりますので、健全営業に向けて改修する補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 9ページの右側の永平寺温泉「禅の里」の浴槽内のタイルの補修工事ですけれども、まず全面の工事になるのかということ。その全面工事という前提で今回の金額が上がってきているのかという、ひとつ確認です。

そして、これは全額町負担になるのかということです。これは指定管理者制度がありますから、その観点から工事負担はどう判定したのかということと、もう一つ、工事の瑕疵。普通、施工に責任があるよということ。もう一つは、どれくらいの期間が瑕疵を担保するのかということです。通常は1年ですけれども、契約の内容によっては5年とか10年、そういったものがこの禅の里の工事業者とどんなふうにして取り決めされているのか。それによっては工事の負担、瑕疵がどこにあるのかという、瑕疵責任がどこにあるのかというところを当然明確にされていると思いますので、そここのところの報告をお願いします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君）　今回剥がれたのは男性浴場の白湯といいまして、温泉じゃない普通の水道水での浴槽になります。剥がれで、全体的にはタイルを取った状態で現在営業しているわけですけれども、打診した結果、ほかの浴槽でも一部剥がれているというところが見受けられましたので、底面については全面的に張りかえる予定でございます。

それから、瑕疵担保と指定管理の範囲内のお話でございますが、指定管理の中では50万円以上の金額を超える修繕等については町負担でやるという契約になっておることから、全額町負担となります。

それから、施工業者さんとの瑕疵担保の件ですが、25年にオープンして7年目を迎えております。当然、剥がれた段階では施工業者さんをお話させていただきましたが、契約の中では7年経過しての瑕疵担保ということで、施工業者さんの責任を求めるということは契約上ございませんでしたので、現状としては全額町負担ということになります。

以上です。

○議長（江守 勲君）　10番、川崎君。

○10番（川崎直文君）　最後に言われた業者さんとの瑕疵担保は、この建物とか内装ですか、そういったものは特に契約はなくて、通常の1年ということでの状況ですか。

○議長（江守 勲君）　ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君）　2つあります。

一つは、消費税増税にあわせて介護保険の保険料の軽減が低所得者にされるという問題です。

この問題ですけれども、ちょっと確認したいんですが、この財源が消費税増税分からということで、ほかのいろんな事業でもあるんですが、そうなってくると低所得者が払った消費税を自分たちが食うというだけの話にならないんですか。要するに弱者から集めた、要するに負担のことでいうと、いわゆる低所得者ほど消費税については負担が大きいと。そこから集めたものを自分たちに回すようにというのを国が決めているのか。実際はそうなっているんですけど。

もう一つ、もしこれから先、いろんな介護保険やほかのところで改善策をやろうと思うと、財源が消費税ですから、さらに消費税を引き上げていかないと負担の軽減につながるような事業というのはやられなくなる可能性もあるんです

ね。その辺はどう考えているのかというのが一つです。

2つ目は、温泉のタイルの問題ですけど、以前から議員からも大きな施設改修に向けて積み立てをどうしていくんだという話が出ていました。今度の問題はその一端になるのかなと思うんですが、経営の状況を見てみますと、僕は本部経費、いわゆる指定管理やこの経営状況、収支見てみますと、本部経費の割合が、初年度200万やったのが昨年のやつはまだ見てないんですけど、750万とか800万とかという金額に近づいていると思うんですね。なっていたり。

そうなってくると、だから赤字なんだという報告なんですが、本部経費を持っていくんなら、指定管理料を払っているわけですから、いわゆる町と業者があわさって、そういう施設改修の積み立てとかそういうのをしておく。そんなことも、この例を見て考えることはないのか。それなりの大きい施設改修については、その資金を充てるということはないのかということ、ちょっと考えていないのかお聞きしたいです。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、低所得者の保険料の軽減の考え方ということですけども、消費税の還元のサイクルのお話になってくるわけですけども、10%という改定、それから8%という消費税をお支払いしているという中では、低所得者の方も高額所得者の方も同じような率になっています。その中でお支払いする財源となる金額については、当然、消費量が違ってくるわけですから、そこに差が生まれれば、同じ払った分を還元しているという考え方からはちょっと違うのかなというのは個人的な感想でございます。個人的な感想で申しわけないですけども、私はそう思っております。

結果的に買うサービスについては、同じものを買っているわけですから、軽減については有効な策であるというふうに思っています。

それから、禅の里温泉の施設について改修が今後ともふえてくるというのは当然見込まれます。本部経費についても、いろいろお答えさせていただいておりますけれども、率として維持管理経費の20%というのを現状では認めているところでございます。電気料、それから灯油の使用料についても、かなり当初とは金額がアップしているわけですから、その分に見合う率で金額が上がってきているというのは現状考えていく必要はあるのかなと。

こちらとしても、本部経費については20%でも結構ですので、上限という考え方も設けていく必要があるねということはお話しさせていただいております。



今後、指定管理料の見直しについては、今、議員おっしゃる改修に係る経費、それから本部経費に係る上限の設定なども盛り込みながら、指定管理料は設定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 介護保険料のいわゆる軽減策というのは、それは非常に大事なことや私は思っています。

ただ、これからもこういうやり方でやろうと思うと、単純にそうはいかんのじゃないか。介護保険料で軽減される金額というのは、1年間の我々の生活費の中で払う消費税の額に比べるとはるかに小さいと思うんですね。そういう意味では、低所得者にとっては消費税というのは非常に負担の大きいというのは、皆さんご存じやと思うんですが。

そういう意味では、非常に矛盾したやり方をしているな。きちっとやっぱり財源はどこかで、消費税だけでなしにほかのところで確保しないとだめだと思う。

ただ、消費税制、一番最初の導入のときには福祉の財源って言っていたんですが、ほとんど使われてないところに問題があるということだけは言っておきます。

それと、いわゆる温泉の施設改修に伴う積み立てですが、その改修を将来は大規模改修をどうするかということでは、まだ行政としても方向性は示してないですね。例えば入湯税が一定の金額入ってくるわけですから、そこから町も出すと。指定管理を受けている業者にも負担を求めるということは考えるということ、そういう提案することを含めて、今からやっぱりきちっと話していかないと、全部行政負担でいくのではちょっと大変やと思うんですね。特に集客施設ですから、いわゆる耐用年数とかということでもなしに、一定の時期に大規模改修が必要になるというのは見えたことですから、どうしていくのか。率直に考えてほしいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 大規模改修に向けては、財政課ともども、入湯税の有効活用ということも含めまして検討してまいりたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） あんまり具体的に見えないんですが。

実は、この温泉つくる前に合併してからかな、合併前かな。いわゆる長野県の千曲市やったと思うんですが、姨捨温泉なんかがあるところを見て、そこにはた

しか4つの温泉施設があったと思うんですが、なかなか難しくなってきた、少し古くなってきた温泉施設についてはどうするかということで、たしか2つを閉鎖するという話があったと思うんですね。要するに更新はなかなか、行政の負担になるからどうするかという考えもあるようです。だから、そんなことも含めて、ある意味公共施設の再編の問題もあるので、そういうことをしていくのか、財政的な持ち出しを少しでも少なくするために今から積み立てておくかということ、やっぱり早晩、こういう事態が起こっているわけですから判断せなあかん時期に来ているということですよ。

契約も10年ですよ、たしか指定管理。そうすると、もう7年目ですから、その時点でどうするか。いいところだけとって業者はやめてしまうということもあり得るんですね。そういうのは、温泉つくるときにさんざん論議されました。

そういう意味では、率直に今から考えておかなあかんのではないかなと思うんですが、こういう予算が出てくるのを目の当たりにして、行政は考えたいというだけでなしに、もう少し具体的に触れてほしいなと思うんですね。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほど福祉課長のほうから申し上げましたとおり、この施設につきましては、いろんな方面から検討もしていかなければいけないと思います。

ただ、昨日も申し上げた公共施設の再編とかそういうふうな観点、またいろんな施設の持つ機能の有効性なども勘案しながら、将来に向けて、事後保全じゃなくて事前保全とかそういうふうな視点も含めながら今後考えてまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 指定管理の契約更新、あと3年あります。今回はちょっと想定できるのが、じゃ、この10年間でどれだけのお客さんが入ったか。そして、どれぐらいの収益を上げることが可能な施設なのか。もう一つは、ポンプとかいろいろありました。はやから修繕なのとか、いろいろご指摘いただいた中で、今回はこれぐらいの、10年間の実績が出てきますので、そこで今度の10年は大体これぐらいランニングがかかる。そして、もう一つは指定管理をしてもらうことによって、どれぐらい今のこの現状プラス伸び代を上げることができるのかという提案をいただく。そういったいろいろなことを想定してのプロポーザルとい

いますか、それが今回はできるのかな。

この温泉をオープンする前は、やはりそのときにはいろいろなシミュレーションを出したわけなんです、それはあくまでも机上のあれだった。その間、隣の道の駅もできましたし、またいろいろな社会状況も変わってきている中で、今度はプロポーザル、またいろいろな町の資産、こういったものは設計しやすくなってきているかなと思います。

まだあと3年あります。今、金元議員おっしゃったとおり、3年なんてすぐ来てしまいますので、今回のマイルも7年でめくれるんだな。今回も7年以上はもつような発注をお願いすると思うんですが、これも最低でもやっぱり7年ぐらいではかえなければいけないんだなという想定もできます。

そういったことをしっかり考えながら、次のプロポーザルに結びつけていけたらと思いますので、またよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど、9ページの件、いろいろ聞きましたのであれなんです、私、前から言っているように、本当に入湯税が入ってきています。それと、当初の机上論かもしれませんが、5万人入ったらペイできますよというのがあったわけですね。ですから、そういう中からやはり住民の方々も見ているので、ぜひそういう面を考慮すべきである。ふたあけてみたら、こんだけかかったでこんだけで、結局あきませんでしたわというんではおかしいねというのは僕の持論です。

それと、今言ったように10年後にはリニューアルせなあかんというのは、当初から言っていたわけですね。ですから、そこへ向けて、あともう3年しかありませんが、やっぱり入湯税をどうするか。例えば財源的には、今、財政課長も言いましたけれども、再編も含めて、やっぱりそれはきちっと明示する時期に来ていると。その温泉については。だから、それをないがしろにするのはやっぱりあれですので、ぜひともここ近々中にそういう面は行政としてどうするのか。そして、住民の方々にそれを問うという形ですけれども、そういう形をぜひお願いしたいというふうに思っています。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ご指摘ありがとうございます。

30年度の現状だけちょっと申し上げておきます。入り込みのお客さんとして

は9万1,500人ほどで、町内の入り込みの、これは回数券とか当日町内の料金からの想定ですけれども、9万1,500人に対して3万7,300人。約40%、町内の方はこれくらいの入り込みだということです。

当初、健康福祉施設としてオープンしているわけですがけれども、道の駅という施設となって誘客施設だというような考え方も一つあるかと思います。当然、この辺も整理していく必要があるということは以前からご指摘いただいているところですし、今回、入湯税等の改定も必要になってくるということから、上田議員おっしゃる当初の想定金額、それから今回、施設管理の事業者さんちょっと一部変更して新たな金額が費用が発生するというか、変わってくると思います。維持管理に係る金額も変わってくると思います。その辺の整理をさせていただいた中で、新しい料金体制等を詰めたということを思っています。

よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、10ページの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、子育て支援課関係の説明をお願いします。

説明書10ページをお願いをします。

左側、幼稚園・幼稚園リフレッシュ事業におきまして、補正額91万4,000円。内訳ですが、修繕料49万7,000円、工事請負費41万7,000円をお願いするものでございます。修繕料につきましては、志比幼稚園の空冷ヒートポンプの基盤が故障したということで、取りかえ修繕をお願いしたい。工事請負費につきましては、松岡東幼稚園の職員室のエアコンが故障したため、取りかえ工事をお願いしたいもので、今回、補正予算でお願いするものでございます。

以上をもちまして説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） エアコンが故障されている状態であるということで、5月、ちょっと猛暑が続いたもので、これに対して対応などされたかだけちょっとお伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 暑い時期もあったんですけども、今、現状だけ申し上げますと、志比幼稚園につきましては補正予算議決をいただきましたら、すぐに修繕にかかる段取りはしております。レンタルでも対応しようという考えでございましたが、毎日、天気情報とか、あと環境省の暑さ指数とかを全部チェックをしていました。暑い時期もあったんですけども、クーラーをかけるまでには至らなかったということもありました。

ただ、ご指摘ありましたとおり、暑い時期ありましたので、子育て支援課のほうとしては全園に園の状況を踏まえて、いつでも対応できるように、クーラーを入れるように指示はしてございましたが、結果的に今まで園のほうではクーラーを入れるような気候じゃなかったということがありました。

ただ、これからもありますので、すぐ議決もらったら修繕できる体制にはしております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、農林課関係、10ページから12ページの補足説明を求めます。  
農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課関係の説明をさせていただきます。

予算説明書10ページ右側をお願いいたします。

まず、地域を生かす特産品振興事業でございます。補正額はゼロでございます。これは地方創生交付金の交付決定によりまして、禅シンポジウムで予定しております精進料理教室の費用25万円、これの2分の1を財源組み替えするものでございます。

続きまして、11ページ左側、お願いいたします。

担い手育成事業、補正額12万4,000円でございますが、これは国の農業用ハウス強靱化緊急対策事業というのがございまして、これに本町の中で1名の方がやりたいということでございましたので、これに係る費用2分の1を支援するものでございます。

続きまして、11ページ右側でございます。

林業振興事務諸経費、補正額50万円でございますが、これは本年4月の新たな森林経営管理制度の創設に伴いまして、平成31年度の税制改正において森林環境税並びに森林環境譲与税が導入されることになりましたが、前もってこの森

林環境譲与税につきましては今年度から交付されるということで、これを財源としまして森林経営管理制度の初年度であるということであるので、この準備に係る事務諸経費10万円、それから森林資源地形調査のためにドローンを購入したということで40万円計上させていただきました。

次に、12ページ左側、お願いいたします。

町単林道事業、補正額150万円でございます。これ現在、林道の維持管理費に1集落当たり4万円の補助をしております。これは人力作業でやっていらっしゃるんですが、大がかりな側溝清掃とか土砂崩れの撤去にはなかなか対応できないということから、今回、重機の導入により、これらの対応ができるように機械の借り上げ補助金ということで上げさせてもらっております。10万円掛ける15地区150万円となっております。

この財源につきましては、森林環境譲与税を充てるということになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2点あります。

一つは、いわゆる林業振興事務諸経費の中でドローン購入してあるんですが、使い方は地形なんかを調査するのにということですが、操縦できる人いるんですか。ちょっと心配なのは、操縦者の養成費がここにはないように思うので。実はいわゆる防除にヘリ防除やっていますよね。あれ750万とか800万とか、1機ですが、大体そんなにかかるはずがない機体ですけど、養成だけでも二百数十万かかると言われているんでんすね、操縦者。そんなことを考えると、何か少し特別にそういう技術を持った人がいらっしゃるのかなと思わんでもないんですが、その辺どう考えているのか。

2つ目は、今、林道の維持管理に機械の借り上げというんですが、これはその集落がリースで借りたようなことをいうんですか。それとも業者に頼むことをいうんですか。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、ドローンでございますが、ドローンについてはある程度の規格以上になりますと資格が要るんですが、ここでは資格が要らないド

ローンを購入する予定をしています。ただ、機材とか全部含めると40万ぐらいかかります。

それから、ドローンの操作についても県のほうで指導、研修会等がございますので、そちらに行っていますし、さほど難しい操縦じゃないし、何せ山の中で飛ばすものですから、正確に言うと国交省の手続も必要ない場所でございます。

それから、林道の件でございますが、基本的にリースとして考えてございますが、業者に委託する部分を含めまして、機械導入を考えてございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ドローンって、木を縫って上げるというのは非常に難しいんですよ。枝にぱんと羽根が当たれば、それで終わりですから。

○町長（河合永充君） 木に当たらずに行くようなセンサーもついています。電池がなくなると自動で戻ってきますし。

○4番（金元直栄君） 僕は単純にそう思わんですけど。私のわからん領域にもなっているということですか。いやいや、一回、本当に納入して何かやるときには、一回視察したいですね。見学したいですね。それで最近、地形とか山林図とか、グーグルでかなり詳しく細かく撮っているので、航空写真をもとに、山の木の倒れていることまで含めて、ちょっとした大きい木なら見えるという、そんなこともあるので、そういう意味ではドローンの導入というのはどういう意味があるのかなというのは思わんでもないんです。

そこは活用してみてもと言われるとわからんですが、十分成果が上がるように活用してほしいなとは思っています。

それと、重機の問題でいうと、例えばその集落で、あんまり大きい補助でないということになると、重機をリースで借りてきて、資格を持った人がいても、あんまり日常的に仕事でそういうことをやってない人が機械を使うということもあり得るんですね。でも、林道の作業って結構僕は難しいというのか。よく古墳公園の林道整備で人が亡くなっていることもありますので、旧松岡町では。そんなことも考えると、やっぱり専門的なオペレーターも含めてちゃんと対応できるかどうかを考えて補助体制を組んでほしいなと私は思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 先ほども言いましたが、この10万円の補助につきまし

ては、借り上げでもいいですし、業者に委託してもいいということで考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 11ページの左側、農業ハウスの耐雪対策ということですが、これは国の事業に乗っかって、当初予算にはなかった事業として取り扱うということ？ 当初予算では収益性の高い水田農業経営確立支援事業の中に園芸作物の規模拡大に対する機械導入支援ということで、従来ここに園芸用のハウスもあったんじゃないかなと思うんですけども、今回は強靱化緊急対策事業という位置づけで、当初予算外の事業がここに出てきたということを確認します。

そして、これ1名の方が申請されたということですが、この手のものは町内ほかにもあるんじゃないかなと思います。ここら辺の皆さんに対するPRとかはどうなっているのかということですね。

それから、右側のドローンの話ですが、これハードはいいんですけども、ドローンを購入するのが目的じゃなくて、森林資源とか地形調査をやるということですよ。森林資源、ドローンを上げて調査して、森林はどうなってるのか、地形はどうなっているのかというのがこの事業のアウトプットになると思うんです。そうなりますと、町の農林課の職員さんで対応できるのか。森林資源の、そして地形調査のノウハウを持った業者に委託するというのも同時にやらないと、目的は達成できないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺を確認しておきます。

それから、林道の維持管理の補助金ですが、地区での申請になりますか。団体では対象外なのかというのを確認します。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） まず、ハウスでございますが、これは国の強靱化対策事業というのは新たに出たものですから、今回、補正予算に上げさせてもらっておりまして、この支援体制のハウスなんですけど、実は25.4ミリ以下のパイプハウスで、耐用年数が10年を経過前のハウス、または今後10年以上使用するハウスというふうな条件がついてございます。

本町の場合、33施設あるんですかね。これをみんな聞いたわけなんですけど、これに合致して今後10年以上使って頑張りますよという方が1名いらっしゃったということで1件上げさせてもらいました。



それから、森林のソフト面でございますが、まずこの森林環境譲与税を使うということになりますと、これは大もとは地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減から来るわけなんです、やはり人工林の木の吸収率というのは普通の広葉樹林より非常に高いということから、国は人工林を指定しております。

ちなみに杉ですと11年から40年の杉ですと、年間4トンのCO<sub>2</sub>削減になります。広葉樹林ですと1トンぐらいですから、約4倍の効果があるということで、人工林を指定しているわけなんです、本町の場合、人口林が2,618ヘクタールございまして、このうち約3割はもう既に補助金をもらって、旧集落なんです、手がけております。残りの約1,900ヘクタールについて、手がけるために新しい制度を活用して調査していこうということでございます。

まず、意向調査をかけなくちゃいけないんですが、意向調査をする前に町のほうである程度優先順位を決めるというような作業がございまして、その優先順位を決めるためにある程度の人工林の分布とかそういったことを把握するために、このドローンを使ってやりたいというものでございます。

それから、林道の補助金でございますが、これは今4万円の補助金を出しておりますが、これは地区単位でやっております、要綱上もやはり地区単位でこの10万円の補助もやるというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと確認だけさせてください。。

最近、うちもあんまりやってないんであれなんです、いろんな林道の整備のところで補助をいただく。それから、前はちょっと現物支給みたいなのもあったかと思うんですが、集落単位、1回だけなのか。例えば、極端なことを言いますと、うちのところの山ですと、谷に林道が、京善だったら10本ぐらい持っているんですよ。その10本のある程度ここには例えばこの人、この人、一応地係の人で、組合じゃないですけどもそういう管理をする形にしてあって、本数ごとに、例えば全部やるわけじゃないですけども、例えば1回やってしまったらだめなのか、ある程度経路的にオーケーなのか、そこらあたりだけちょっと確認させてください。団体1というだけじゃなくて、その事業単位の補助という見方をすればいいのか、そこらあたりちょっと。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 今、森林環境譲与税を150万ということで計上してご

ざいます。

これは年々、補助金は上がっていくわけなんですけど、当初は400万ということで、400万のうち200万を農林課のほうで使わせてもらうということで上げさせております。

10万円の15地区ということでございますが、これは今、4万円の補助金を地区に払っているんですが、これは残します。これが13か14ぐらいあるので、この地区に機械導入できるようにということで15地区分上げさせてもらっているんで、基本的に1年に1回になるかなと思いますが、今後、この利用度を見まして、例えば路線ごとにとか、それから今、区長さんが申請になっておりますが、団体でも受けれるような形に考えさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 一つだけ確認させてください。

12ページ左側なんですけど、この15地区という地区の数の根拠が、譲与税が200万のうち残った150万だから15地区なのか、それとも毎年、町内で15地区ほどやはり重機を必要とする修繕がある状態なのかというのを確認させてください。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 現在、4万円の助成しておりますが、あちこちから人力ではもう限界が来ているということで、機械を導入したいんやということをお聞きしております。これをカバーする意味でこの10万円の補助をつけているわけでございます。現在、その4万円の補助金をもらっているのが13地区から14地区あるということで15地区を設定してございます。

今後ふえていくということであれば、この予算も森林環境譲与税でございますからふやすことは可能なかなと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 二度質問するのは申しわけないんですが……。環境税で交付されてくるこの譲与税の使い方ですね。前もちょっと触れているんですが、どう使うかということの計画とか、これを明確にしておかないと、いわゆる森林の環境整備に使うということから外れてしまう可能性もあるわけやね。そこをきちっ

と示すのはいつごろまでに示していくのかというのだけ確認しておきたいと思  
います。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） この森林環境譲与税でございますが、使途についてはや  
はり山を持ってない方も課税した全て集めるという税金でございますから、1年  
に一遍、年度末に使い道を公表するようになってございます。

当然、これは会検の対象にもなってございますから、道を外れた使い方をする  
と当然そこでひっかかってきますから、ちょっと吟味して計画を立てなくちゃい  
けないんですが、やはり基本的には森林整備に使うというお金でございますから、  
人工林、さっき言いました1,900ヘクタールについて使いたいんですが、1  
ヘクタール当たり間伐枝打ちするのに40万ぐらいかかるということでございま  
すから、非常にお金がかかることにはなります。

ですから、ことし、来年ぐらいにきちっとした計画を立てて、整備順番、それ  
からこういった補助金なんかを吟味していかななくちゃいけないなというふうには  
思っています。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと畑が違うんでわからないんで聞くんですけども、  
こういった森林の関係というのは今割と町が主体となってやるということで予算  
計上されているんですが、森林組合ってありますよね。そういったところと協議  
してこういうなのをつくらせて、そんなことにはならないんですか。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 新しい森林管理制度というのは、今言った人工林に対し  
て意向調査をかけて、地元が自力でやると、補助金もらってやるというところは  
いいんですが、できないところについては町のほうに委託を受けてやるようにな  
るんですが、町としましても森林整備は職員では対応できないので、当然森林組  
合等をお願いして、こういった森林整備に依頼しなくちゃいけないというふうには  
考えております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ、暫時休憩いたします。

午後 1 時より再開いたします。

(午前 11 時 56 分 休憩)

---

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、商工観光課関係、12 ページから 15 ページの補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） それでは、商工観光課の補正予算の説明をさせていただきます。

まず、先に歳入の説明をさせていただきたいと思います。

説明書の 2 ページをお願いいたします。

商工観光課関係といたしまして、一番下、商工観光課、使用料及び手数料で駐車場使用料ということで、町営駐車場使用料を 150 万円補正させていただいて、補正後予算額を 325 万円とさせていただくものでございます。

これは、ことしのゴールデンウィーク 10 連休ございまして、その際の駐車場への入場が昨年と比較しまして倍近く入ったということもございまして、この額を補正させていただくものでございます。

次に、歳出の補正予算の説明をさせていただきます。

12 ページ右側をお願いいたします。

款 7 商工費、項 1 商工費、商工総務費、商工総務事務諸経費といたしまして 95 万 5,000 円を補正させていただくものでございます。これは、商工振興事業に従事している有能な職員が 9 月より産休及び育児休暇に入るもので、その代替といえますか、補充といたしまして非常勤職員を雇用させていただくものとして補正をお願いするものでございます。

次に、13 ページ左側をお願いいたします。

款 7 商工費、項 1 商工費、観光費、観光情報発信事業として 15 万円を、これは財源組み替えをさせていただくものでございます。ボランティア育成事業が地方創生推進交付金の対象となりましたので、財源の組み替えをさせていただくものでございます。

次に、同じく右側、款 7 商工費、商工費、観光費の観光まちなみ魅力アップ事業でございます。補正額はございませんけれども、365 万円を財源組み替えさせていただくものでございます。禅シンポジウムの 730 万円が地方創生推進交

付金の対象となりましたので、財源を組み替えさせていただくものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

14ページ左、商工費、商工費、観光費、ブランド戦略推進事業でございます。75万円を財源組み替えさせていただくものでございます。SHOJIN協議会の補助金150万円が地方創生推進交付金の対象となりましたので、財源の組み替えをさせていただくものでございます。

次に、14ページ右側をお願いいたします。

款7商工費、同じく項、商工費、観光施設管理費で門前観光施設管理諸経費といたしまして、補正額はございませんけれども、財源といたしまして、国庫に129万5,000円、その他82万2,000円、一般財源マイナス211万7,000円でございます。これは、門前にございます観光案内施設内のAIコンシェルジュにつきまして、これが地方創生推進交付金の対象となりましたので、国庫補助金として129万5,000円、また町営駐車場の使用料といたしまして82万2,000円を充当させていただくものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

左側でございます。款、商工費、項、商工費、観光施設管理費、町営駐車場施設管理諸経費でございます。今回補正額といたしまして60万円を補正させていただくものでございます。これは、門前の駐車場におきましては、駐車場収入の4割を門前観光協会に委託料として支払っているものでございます。ことしの4月及び5月につきましては、ゴールデンウィーク中の10日間におきまして4,876台という駐車台数が入りました。昨年と比較いたしまして2,000台以上、倍近くふえているということで、それに伴いまして委託料がふえたということで、今般、補正させていただくものでございます。財源といたしましては、駐車場収入を充当させていただくものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 非常勤職員の件ですけれども、12ページ右側です。

これは多分、人事担当部署になるんだろうと思いますけれども、町の職員、当然、産休とか育休とかというのは、ある程度前年度に把握できるんだろうと思うんですけれども、そんなことないんですか。

こういった場合、いわゆる非常勤職員を採用しようと思うと、総務課さんのほうでその人選をするのか、要するに探してくるのか、それとも担当課さんのほうで探してくるのか。

それと、こういう産休、育休の場合は、必ず非常勤職員を補填としてするよう  
な。要するに、そういう方針か何かありますか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） こういった事例の場合の非常勤につきましては、基本的にその現課といえますか、担当課で補充していただくということになります。

年度当初のといえますか定員管理の中で、どうしても人数的にという場合には、採用計画というものを各課からヒアリングしてやりますけれども、こういった途中での対応につきましては現課のほうで対応していただいているという現状です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） それと、もう一つ質問があったんですけども、要は、産休、育休、またそれぞれのほかの長期休暇の場合に、必ずこういう非常勤職員を採用するというような考え方といえますか、そういうなのは人事担当のほうでは何かあるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 当然その業務を執行している職員が何らかの事情で欠けるわけですから、その時々で対応は違うかも知れませんが、基本的に、やはりその非常勤という形での採用で、雇用で業務を遂行していくというような形になるかと思います。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 人事をつかさどっている担当課としては、年度当初に職員の管理ということもあって、そういうようなことができるだけ早く情報を得たほうがいいんだろうなとは思っているんですけども、やはり現課がなかなか探すというのも大変苦労があるのかなと思っていますし、逆に長期休暇をするほうも、そういうような方が非常勤として自分の仕事を次、休暇の期間、支えてくれるという安心感もあるのかなと思うので、ぜひというか、そういうような方向がいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今回の場合もそうですけど、事前にやはり現課と我々と協議をさせていただいて、どういう対応をするかというような話の中で進めてきてはおります。常にそういった形で、そういう補充が必要な現課と協議をしていくということで進めていきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 13ページの右側の事業内容のところに、禅シンポジウムのこの事業で財源組み替えということです。商工観光課のここの組み替えは、今回行われます交流拡大プロジェクトの全体的な予算ということでよろしいでしょうか。

それと、今回の補正予算で、各課で禅シンポジウムによる財源組み替えというのが出てきてるんですけども、その各課の担当する事業、これは、今回出されました禅に関する講演会や体験型イベント等の実施というこの一覧表に出ているんですけども、その申込先というところに各関連する課が出ております。これとリンクしているということでよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 今回の730万についてはシンポジウムの予算でございます。

あと、ほかの関連する各課で禅シンポ関係というものがございます。これはそれぞれの担当課のほうで予算を持っておりますので、ほかの、例えば17ページにもございますけれども、これなんかも禅シンポジウムの組み替えという形でさせていただいてございます。この禅シンポジウムに絡んだ事業が、国の地方創生交付金の対象となったということでございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 何かこの表記だと、禅シンポジウムということで各関連課が書かれているんですけども、正確に言いますと、その次の日か、またほかの日程で行われる禅に関する講演会や体験型イベント等のこの実施の中身の事業とリンクしているということで、禅シンポジウムというのは、その初日のシンポジウムという一つの事業という、そこをちょっと見ていかなきゃいけないということですね。わかりました。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 15ページ左側なんですけど、今後も駐車場というのは有料を継続していくのかどうかという。門前で駐車場が今、本山でもつくられています、今後どういう方向性になっていくのかというのを、もしわかってらっしゃったら伺いたいなど。

また、もしその有料でなくなる可能性もあれば、そのときどうするのかというも、もしお考えであれば教えてください。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず、本山の駐車場がことしの7月にオープンいたします。今回、私どものこの駐車場につきましては、今まで400円という料金で運営をさせていただいております。運営の委託先として門前観光協会。

ただ、今、現実といたしましては、門前の観光協会さんのほうも、やはり人手的なもので委託もなかなか、昨年より受けにくいということでお声をいただいております。今後、どのような形で運営していくかということにつきましては、協会を初め町内でもちょっと検討させていただく。ただ、その料金を、例えば無料にするのか、例えばこれまでどおりお金を取って、例えば機械式にするのかといったことについては、まだちょっときちんとは決まっていない状況でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 13ページ右側の、いわゆる禅シンポジウムについてなんですけれども、この禅シンポジウムの関連イベントについて、予算審議の折に、その関連事業について、もう少し禅に寄せて事業を考えていただきたいというようなこととお話しさせていただいたんですが、今回のこの補正予算については、内容は財源組み替えを行うものということで、そういう、何というんですかね、変更がないのかなと思ひまして。そのことに対する返答であるというか、変更点がございましたら詳細にさせていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 禅シンポジウムそのものにつきましては、当初で予定していた内容とほぼ同じでございます。

ただ、体験型のものにつきましては、いろんなご意見等いただいて、各課の中でも調整しながら、若干ちょっと一部修正を加えさせていただいているという部



分はございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 修正はされているということなんですけれども、今6月に入りまして、イベント開催は7月末か8月になっていくということで、町民の方とか町外の方にもお知らせしていく時期に来ていると思います。それはもう内容を確認されていると思うんですけれども、その修正されているという内容については明らかにしていただけないのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） いわゆる体験のプログラムの件でございますけれども、一般質問等でもちょっと答えさせていただいたんですが、日程ですね。今、参議院選挙の、同日選挙があるかもしれないという中で、その日程的に本当に。もう28日に行うというものもあるんですけれども、やはり選挙になりますと、どうしてもダブル選挙とかになりますと、職員の動員が必要になってくると。そこに、今行う事業に職員が張りつけないということで、最終的なその日程をいつにするかということが決まってないやつもちょっと実はある状況なので、それがきちんとある程度確定した段階で皆さんにまずお知らせして、町民にもお知らせしなきゃいけない。

7月28日ということで、もう1カ月近くになってしまうんですけれども、今はちょっとまだそういう状況にはあるという状況でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 日程が定まらないということなんですけれども、内容はお示しいただいてもいいのかなと思うんですけれども。

この禅関連イベントのことについてちょっと食い下がらせていただいているのは、永平寺町内の松岡の古老の方に伺いますと、松岡のほうは、昔から人口というのが入れかわってくるようなことがいろいろあったと。地震が起きたりであるとかそういうことで、昔から松岡の歴史を知っているような住民というのがちょっと少ないのであるというようなご指摘をいただいたことがあるんですけれども。でも、きのうの松川議員の一般質問の中で、禅文化と永平寺町に根づく禅というものはないというような表現もされているわけなんですけれども、そういったふうを感じる方もいらっしゃると思うんですね。

私も松岡の方から「宮大工なんていうのは都市伝説でしょう」というふうに言われたこともございますが、実際に永平寺のほうには宮大工のご子孫の方もいらっしゃるということで、旧永平寺町、上志比のほうには、やっぱりその400年、500年、700年、800年と家系が続くような、家系図はなくても昔からその土地に住んでいるようなおうちというのはかなり多いと思うんですね。その中では、禅だけではなく、門徒文化であるとか、白山信仰の文化であるとか、そういったものを今も保ちながら生きている方もいらっしゃるわけですね。

禅の文化というのもその中の一つであり、それをきっちり紹介していただくということがやはり大事なことではないかと思うんですけども、例えば、吉峰寺を明治時代に建て直した田中仏心和尚は荒谷地区の方の支援をいただいているとか、関大徹和尚のことを上志比の地区の方はよくご存じであるとか。私は日ごろからそういうことを文化に触れて、やはり根づいているなと感じながら生きているんですね。その宮大工のことも、木下家住宅であるとか、白峰村の林西寺のほうにも貴重な文化財が残っているんですけども、そういったことを今回も重要文化財で建造物に指摘されながら、永平寺の宮大工の文化というのも紹介できていない現状というのものもあるわけですよ。

そういったことを、やはりきっちり紹介していただきたいという気持ちがあるんですけども、でもその中で、「公式のイベントでこういうことをされない永平寺には禅文化というのは根づいていないんです」ということが議会で発言があったり、行政のイベントをしてもそういうことを紹介されないということは、永平寺町にはそういう禅文化が根づいていないということを公式に発表する意図があるのではないかということを感じるんですね。

私はもちろん、歴史ということに興味がない方であるとか、歴史というおうちがない方のこともわかりますし、それが共存していけないのかなと、共生していけないのかなと思うんですけども、お互いに認め合っていないのかなと思うんですが、打ち消されるということがいかなものかと思うんです。そういう意図についてお伺いできますか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、今回のこの予算につきましては、当初でお認めいただいた予算についてのちょっと補助金のあれがありましたので、変更ということで今回の予算委員会に出させていただきます。

今ほどの酒井議員のお話、しっかりとこれは全員協議会なり、6月にも全員協議会があると聞きましたので、そういった場で変更があるなら説明させていただきたいと思うのと。

もう一つ、禅についていろいろなご意見あると思います。ただ、町としまして、今、一つ、観光の大きな節目、そして重要文化財にも指定された。またSHOJINであったり禅がいろいろな形で世界に発信されるようになってきた。禅イコール永平寺というのも何か糸口が見えてきた中で、もう一度住民の皆さんに、こういうふうには永平寺町は取り組んでいますよ、発信していますよ、そういったものの、まず禅に触れる機会をつくって、さらにそこから関心を持っていただいているいろいろ深掘りしていただくと、また町も教育委員会もそういったことを発信していけるようになる、そういったきっかけになればいいなというふうにも思っております。

これはまた、この場というよりか、次の全員協議会でも、今いただきましたので、しっかり。例えば古墳を歩く話もありました。あれは生涯学習課やったかな。今、座禅を提案いただいたので座禅が組めるようにできないかとか、提案をいただいただけで各課もいろいろ動いております。そういったのを全員協議会の場でまたお示しさせていただければいいなと思いますので。

今回のこの予算につきましては、当初でお認めいただいた予算の財源が、国の補助もいただきましたので、組み替えをさせていただくという予算ですので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、建設課関係、15ページの補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、予算説明書の15ページ右側をごらんください。

款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費の景観形成推進事業でありますけれども、この禅シンポジウムに係ります地方創生交付金の交付決定によりまして、交付率2分の1相当額といたしまして37万3,000円の財源組み替えを行うものであります。

以上であります。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

なければ次に、上下水道課関係、16ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、上下水道課関係についてご説明いたします。

16ページ左側をお願いします。

下水道事業会計繰出金710万1,000円につきましては、下水道事業特別会計の6月補正の財源として一般会計からの繰出金を計上するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、生涯学習課関係、16ページから17ページの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係についてご説明をさせていただきます。

予算説明書16ページ右側、社会教育総務費113万4,000円の増額につきましては、非常勤職員1名の追加採用をお願いするための賃金でございます。昨年度、生涯学習課に配属されていた職員2名が本年3月に退職したこともありまして、昨年度の正職員数9名が現在は7名という状態になっております。職員数の減少とともに、文化財の専門知識を持った職員もいないこともあり、事務遂行に支障を来すような状態となっております。配属されている職員の負担の軽減を図るためにも8月から非常勤職員を雇用し、社会教育やスポーツ施設などの利用受付や管理人などとの連絡調整業務を主としまして、また広報紙の編集作業、各種団体の補助業務をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、17ページ左側、デジタル黙坐と歴史ロマン体験事業につきましては、禅シンポジウム関連事業として開催することになっておりますイベントの経費分がこのたび地方創生推進交付金の交付決定を受けたことから、5万5,000円の財源組み替えをお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

1 番、松川君。

○1 番（松川正樹君） ただいまの16ページの右のほうのことですけれども、9名が2名減って7名になって、それを補完するということで1名ということなんですけど、どうして2名にしないのかなということと。

もう一つは、その学芸員ということが非常に大事なんで、すぐに学芸員さんを探すのは難しいんでしょうけれども、やっぱり学芸員さんを念頭に置いたふやし方であれば私らも納得いくんですけれども。

私も一般質問で、公民館主事が1人体制は余りにもひどいということを申し上げたけど、なかなかいい返事はいただけなかった。このことについても、じゃ、9名が7名になったのに、何で2名ふやさないかということもちょっと不思議に思いますし、どうなんですか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 正職員7名ということで発言させていただきましたけれども、そのほかに1名、非常勤職員が現在も体育のほうの担当でいるということで、職員体制は、非常勤も入れて現在8名いるということでございます。あと1人追加でお願いしたいということでございます。

また、文化財の職員のほうがいいんじゃないかというふうなことでございますが、私どもとしても文化財が手薄だというところで、その辺は承知をしているところなんですけれども、きのうも説明申し上げましたが、ことしはまず、その文化財職員に任せっきりのような状態であった業務を、職員でしっかり把握していきたい年にしたいと、勉強するような年にしたいというふうなところ。また、今回、非常勤職員で短期で採用をしたとしても、また来年度以降その人がかわってしまうんでは、せっかく蓄積した知識がなくなってしまうということにもなりますので、ことしは現職員でしっかり対応させていただきながら、来年度以降の採用について考えていきたいというふうな方向でございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 1 番、松川君。

○1 番（松川正樹君） まあそういうことなんでしょうけれども、私らはやっぱり、今、学芸員がね、専門知識のある、知識のある方を中心にした人事をすべきだと思います。いずれまたそういう困った事態が来るんでないかという心配をして、

再度申し上げます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） きの中の一般質問の質問でもお答え申し上げましたが、まずは何をしていかなければいけないかということが大事だと思います。

学芸員さんにもいろいろな専門がありまして、その時代に合って、この時代が得意な学芸員さん、この時代が得意な学芸員さんがいらっしゃいます。町としましては、じゃ、どの時代を掘り起こさなければいけないのか、どの時代が大事なのか。また、松岡の古墳だけではなく、永平寺町にはいろいろなそういった遺跡文化もあります。それを一遍に全部やるというのはなかなか難しいので、今、教育長、教育委員会の皆様からも提案をいただいています。まずは大学とかいろいろな方々とも話し合う。埋蔵文化財センターとかいろいろな方々と、まずはこの永平寺町の優先順位は何なのかとか、いろいろそういったことを聞きながら、学芸員を入れていくのがいいのか、もしくはいろいろな大学とかいろいろな団体と連携をとっていくのがいいのか、どういったやり方がふさっていくのかということ、これを教育委員会とことし1年、課長も答弁ありました。どういったことを探っていくというか方向性、また方向性と言うとあれなんですけど、永平寺町として何が、どこが大事なのかというのを今やっていくということです。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 実は、あしたですけど、文化財保護委員会を開くわけですね。その会合でも、今後、永平寺町としてどのような方向性を持って進めていくかと。さらに社会教育委員会という組織もあります。そういうところに諮りながら、今町長が話をしましたように、やはり1年間は、今後どのような形で文化財のことを進めていくかということ、いろいろと精査していきたい。それによって来年学芸員を採用するかどうかというのは、またそのときに検討していきたいというふうに思っています。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 私も同じく16ページ右側、非常勤職員の雇用についてなんですけれども。

課長のご発言の中で、以前、学芸員さんが担当されていた仕事をみんなで対応し合いながら、棚卸しというか、洗い出しというか、していくと。その中で、どうしてもこれはできないという部分には、恐らく外部の方と相談してということ

になっていくんだと思うんですけども、その学芸員さんができなかった、学芸員さんの本来するべき仕事というのがまたさらに膨大にありまして、それは決してその作業の中で洗い出せるものではないと思います。

考えましても、今、永平寺町には、その古墳というのは、やはり国指定の遺跡になってるんですけども、そういったものがありながら学芸員さんがいないという状況というのは、少し文化財保護法の罰則規定にも関与してくるような内容になってくるのではないかと思いますので、そのことも含めて検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 学芸員がないというふうな、専門知識を持った者がいないというふうなことにしましては、私どもも危惧しているといえますか、正直申し上げると困っている状態はございます。

ですけれども、今回、非常勤職員をお願いするわけですけれども、内部では、文化財の職員の非常勤をお願いしたほうがいいんじゃないかという話も出ていました。しかしながら、例えば、そこに固定してしまうと、適当な人がいない場合、結局採用されない事態も生じてしまいます。そういったことであれば、今ほど申しましたように、私たち職員の中で勉強し合いながら課題を挙げて、来年度以降のその採用という形で検討をしていきたいというふうなことで、今ほど、今後もう採用しないとか、いなくてもいいと言っているものではございませんので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 先ほど私、文化財保護委員会並びに社会教育委員会というふうな、そういうふうなことを、団体を挙げましたけど、今、職員がいろいろと課題を見つけながらやっていく中で、やはりどうしても専門的な知識が要ると、必要だという場合は、県の埋蔵文化財センターとかそういうところとまたいろいろと協力しながら、連携しながら課題をクリアしていくような手当てもとっていきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、消防本部関係、17ページの補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防本部関係の補正の説明をさせていただきます。

補正予算説明書17ページ右側をお願いいたします。

非常備消防事務諸経費、補正額49万2,000円をお願いするものでございます。これは、平成31年3月31日までの平成30年度の消防団員の退職団員が確定し、そのうち、町独自の待遇施策であります、5年以上勤務して退団した団員の功労をねぎらうために支給する退職団員慰労金の不足分を補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第29号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

第2審議に付す案件がありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 第2審議に付す案件があります。

賛同者の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（江守 勲君） 賛同者があります。

第2審議に付したい事業名とその事業の内容について、理解できない事項についての発言をお願いします。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私は1点、地域未来投資促進事業についてであります、確かに民間の事業でありますので、町からの情報というのは若干出せない部分もあるのかなと思いつつ、平成29年から始まって、第1回、第2回とそれぞれ交付金実施計画書に基づいて町が説明をいただいております。

今回、そういった形で説明をまだいただいていないと思いますし、先ほど課長のほうからまた提出をしていただけるということでもありますので、それに基づいて第2審議をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 5ページのシェアリングエコノミー活用推進事業委託料です。

これは全国の中から5つしか選ばれてないという事業でありまして、今までの早稲田大学等のいろんな形での動きというのを見させていただいてます。

そういう意味で、もうちょっとこの内容について、10点ほど目指すというこ



とになっておりますが、その体験型についても若干詳しくいろいろお聞かせいただければと思って第2審議をお願いするものでありますが、よろしく願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 同じく総合政策課の5ページ右側、移住支援事業のことなんですけれども、この内容につきましてご回答をいただけなかった点ございましたので、資料を示していただきたいと、第2審議においてその資料をもとに審議させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

この県のほうでのふくいUターン就職ネットをどのように情報発信するかという点において、どういうふうにされるかということを県のほうで確認していただけないかと思います。お願いします。

○議長（江守 勲君） お諮りします。

本件について、第2審議の提案があります。地域未来投資促進事業、シェアリングエコノミー活用推進事業、移住支援事業を第2審議に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの事項について第2審議に付すことに決定しました。

～日程第2 議案第30号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、議案第30号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和元年度6月補正予算説明書18ページから19ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、補正予算説明書19ページ左側をお願いいたします。

低所得者保険料軽減負担金を受けましたので、施設介護サービス給付費について介護保険料から財源を組み替えるものです。

右側をお願いいたします。

償還金50万円の増額につきましては、平成30年度介護給付費の精算により支払基金の交付金に返還金が生じました。9月に返還する必要がありますので、今回、6月で補正をお願いするものです。財源につきましては、前年度繰越金を計上しております。

以上、よろしくご審議ください。お願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第30号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第3 議案第31号 令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和元年度6月補正予算説明書20ページから21ページの補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） それでは、下水道事業特別会計の補正予算についてご説明いたします。

予算説明書の21ページをお願いします。

特定環境保全下水道維持管理事業710万1,000円につきましては、本年1月及び2月に実施しました点検において機器の故障が発見されましたので、修繕費を計上するものでございます。

内容としましては、汚泥脱水機におきまして、駆動装置が2機あるうち1機が経年劣化により動作停止していたもの。もう一つ、汚泥かき寄せ機につきましては、同じく4機ある駆動装置のうち1機においてオイル漏れが確認されたもので

ございます。両方につきまして、今回、分解整備を行うものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 浄化センターの装置の件ですけれども、これ故障したのがいつで、立ち上がるのが、修理終わって再稼働になるのがいつごろかというのを確認したいと思います。

それと、大事なことは、この故障中はバックアップ、多分何号機、2号機、それからかき寄せ機は4号機ですか、当初からバックアップ機があって、それで対応しているのかなと思うんですけれども、その点を確認させていただきたいと思います。

それから、脱水装置は経年劣化ですから、これ計画的な更新計画はどうなっているのかということも確認したいと思います。

それから、かき寄せ機のほうはオイル漏れということですが、これは常日ごろの予防保全、点検、どのようになっているのかという、そこら辺の保全体制も一度確認しておきたいなと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） まず、修繕のときの使用についてでございますが、

今回故障が発見された機械、汚泥脱水機及び汚泥かき寄せ機につきましては、駆動装置で故障が発見されました。今もお話がありましたとおり、汚泥脱水機においては駆動装置自体は2機ございますので、今残っている1機で通常どおり動いているという状態でございます。また、汚泥かき寄せ機につきましても3機駆動装置がございまして、それによって通常どおり動いているという状態でございます。

次に、汚泥脱水機の駆動装置、経年劣化に伴うものというふうに推測しております。この駆動装置につきましては昭和62年に設置しております。これまで、履歴を見ると、修繕していないというものでございます。もう1機あるほうも同時期に設置しているということもございまして、もう1個のほうも含めて早急に確認して対応をとるということで今進めているところでございます。

また、汚泥かき寄せ機の駆動装置につきましては、オイル漏れが確認されたの

ですが、本来この駆動装置自体からオイル漏れが発生するという事はないというものでございまして、駆動装置についている減速機という装置がある。そこからどうもオイルが侵入しているということで確認しているところです。本来はそのオイルを防ぐためのシール等を張って、定期的にそのシールの交換をしていたところですが、今回はそのオイルの漏れといいますか、駆動装置側にオイルが入ってくるというのが確認されたというものでございます。

常時、点検業者が入っておりますので、今後はそのことも踏まえて十分に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 具体的に故障したのはいつで、修理の見込みはどれくらいなのかということと、更新計画、しっかりと早期に、特に脱水装置ですか、昭和62年ですから。これも計画的に更新しなきゃいけないんじゃないかなと思うんで、そこをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原 武史君） 一応故障を確認したのは、脱水機のほうが1月の点検、汚泥かき寄せ機につきましては2月の点検のときに業者が気づいたというものでございます。予算成立後、早急に修繕に入りまして、ちょっとほかのところでも通常どおり動いてはおりますが、今稼働している施設に無理がかかると思いますので、なるべく早く直したいというふうに考えているところでございます。

それと、特定環境保全公共下水道の施設につきましては、本年、ストックマネジメント計画ということで、維持管理の基準等をつくっていききたいというふうにしておりますので、それらもあわせ、今後の予防修繕も含めた更新計画、しっかりと対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第31号、令和元年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第4 議案第32号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定  
について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、議案第32号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、議案第32号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。

今回の改正では、令和元年度における保険料率を定めます。第7期介護保険計画期間中は、基準年額を7万3,200円と設定しております。平成30年度保険料は、第1段階においては、基準額7万3,200円に対して0.45の年額保険料3万2,940円としておりましたが、さらに軽減を強化し、基準額に対して0.375、2万7,450円を保険料率とします。

第2段階では、0.625、4万5,750円で、既に国の基準軽減率に達しておりますので、今年度はこの保険料率を継続いたします。

第3段階については、0.725、5万3,070円の保険料率とします。

一部改正条例の施行予定日は、公布日としまして、平成31年4月1日から適用といたします。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） もう単純な話、これ消費税10%に増税されなかったらどうなるんですかというのが、要するに財源の問題のことです。

もう1点は、第2段階ですけれども、0.625で、これは本町がそうになっているからやらないんだということですが、本町が独自にやっていたのに、それに乗せしてどうしてしないのかという疑問も出てくるんです。ほかのところも若干それに関連あると思うんですが、その辺はどう考えてるんですか。やっぱり町がやっていたのを国が、財源は消費税に頼るにしても、そういう制度をやろうというときに、町のいい部分を国の制度で打ち消してしまうというのはまずくないですか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 消費税率の改定については、10月に適用されるものということで現在進めております。介護保険料の軽減だけでなく、ほかの事業についても同様だと思っております。

それから、第2段階の軽減率につきましては、永平寺町が独自に軽減率を高めていたということになるかと思えます。今回、国の基準額に達しておりますので、それ以上の軽減はしておりませんが、来年度は0.5に軽減するということで進めております。今回恐れていたのは、独自に軽減をしたことによって、保険者さん、被保険者の方は助かるといえばそうなりますけれども、公費の負担については入ってこないということが想定されておりました。よって、現状の0.625で進んでいるということでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これは採決は最終日なんで、逆進性の高い消費税の問題についてはまたそのときに言わせていただきますし、こういう町のいい部分を、国の制度が、国も大変だろうからということでそういう負担軽減策をやるものですから、それを打ち消してしまうというやり方は、若干やっぱり寂しいなと思うんですね。僕は、そういうことも含めて、やっぱり福祉事業では、何かちょっとそういうのが散見されるように思うんですね。肺炎球菌ワクチンのやつも、国の制度が始まったのに町独自の支援がなくなってしまうとか。それは何かお考えがやっぱりあるからなんではないかな。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 肺炎球菌につきましては、今ここで言うのも何ですけども、予防的にそれを期間内に受けたところで、副作用についての保障するものはないということで再三お答えしていると思えます。

保険料率についても、既に軽減が図られている、それを国のことで消すという考え方はいかなものかなと思っております。第1段階、第2段階、第3段階の軽減率、バランスよくとっているということに徹しております。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第32号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第5 議案第33号 永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、議案第33号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(吉川貞夫君) 議案第33号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をいたします。

議案書59ページをお願いいたします。

今回、一部改正をお願いする点は4点ございます。

まず1点目でございますが、題名及び本文中、「母子家庭等」という表記を「ひとり親家庭等」に改めるものでございます。これまでの「母子家庭」よりも「ひとり親家庭」という表記が一般的になってきたこと、県の助成要綱も4月1日より「ひとり親家庭等」に改正されたことに、本町の条例の改正もお願いしたいというふうに思います。

2点目でございますが、第3条において、助成対象者に新たに養育者の追加をお願いするものでございます。父母がいない児童の養育者については、これまで助成対象になっておりませんでした。養育者においても、母子家庭、父子家庭の助成者と同じことにすることにより経済的負担の軽減を図るというものでございます。これについても県の要綱も4月1日で改正されております。

3点目でございますが、受給対象期間、1年間の始期と終期がこれまでは8月1日から7月31日まででありましたが、今般、児童扶養手当の改正があり、それに合わせるために、この条例も11月1日から10月31日に改めることにより、その条文の引用している表記を改正するものでございます。

4点目でございますが、条例3条中の運用条例規定を改正するものでございます。

以上、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第33号、永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第6 議案第34号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第6、議案第34号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 議案第34号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正理由は、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に、また住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、永平寺町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

まず、改正内容は、第18条関係、避雷設備に関する事項でございます。不正競争防止法等の一部改正に伴い工業標準化法が改正され、法律名が「産業標準化法」に変わり、その中の「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ改められたことに伴い改正するものでございます。

次に、第31条の5関係、住宅用防災警報機等の設置の免除に関する事項でございます。今増加してきております、住宅の一部を民泊などに変更し特定小規模施設用自動火災報知機を設置したとき、従来から設置してある住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加するものでございます。これは、私、消防長の特例措置により免除可能と運用しておりましたが、明文上、規定することが適当であることから本改正を行うものでございます。



また、この条例は公布の日から施行いたしますが、ただし、第18条第1項の改正規定は令和元年7月1日から施行いたします。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第34号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

～日程第7 議案第35号 字の一部区域の変更について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、議案第35号、字の一部区域の変更についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、議案第35号、字の一部区域の変更について補足説明をいたします。

議案書の61ページになります。

これは、平成28年度から実施しておりました松岡宮重地区の地籍調査事業、これ2.7ヘクタールございましたが、この中に飛び地としまして松岡湯谷の地籍、それから上吉野地籍が混入してございました。

これについて、地権者の同意並びに松岡上吉野、松岡湯谷地区の地区の同意が得られましたので、変更内容につきましては62ページを見ていただきたいんですが、まず松岡宮重2字に松岡上吉野1字1筆、それから松岡湯谷15字、これが11筆ございます。次に、松岡宮重7字に、これ松岡湯谷14字が21筆ございます。それから松岡宮重8字に松岡湯谷13字が1筆と松岡上吉野5字が8筆ございます。合計しまして42筆になりますが、これをこの地籍調査事業において松岡宮重地区に編入する手続をしたいということで、議会の承認をお願いする

ものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっと暫時休憩をお願いします。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時03分 休憩）

---

（午後 2時07分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今回、町の提案によって、区で承認を受けて地籍調査を進めてきました。

私たちの住む宮重という村は、歴史的には湯谷の出村と言われている関係もあって、いろいろ地籍が区内に、例えば上吉野もあつたり湯谷もあつたりと、昔の名残があります。これを解消できることは非常にいいことですし、また確定測量も行われるわけですから、そういう意味では、これから将来にわたって地境争いなんかがなくなるという意味では非常にありがたいことやと思いますんで。

課題はあるんですが、そういうことも含めて、もし行政でもまたこれから課題として取り組んでいただければありがたいと思って、質問にかえさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） ありがとうございます。

この地籍調査事業によって、こういった字区域の変更等いろいろなサービスが受けられるということでございますが、やはり地籍調査事業の一番ポイントになるところは一筆調査なんですね。土地と土地との境界、これがスムーズにいった地区はこの地籍調査事業もスムーズに進むと思いますので、今後、こういった事業を活用していただくようお願いしまして、回答とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第35号、字の一部区域の変

更についての第1審議を終わります。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

○議長(江守 勲君) 暫時休憩いたします。

(午後 2時09分 休憩)

---

(午後 2時09分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす6月7日から6月10日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、あす6月7日から6月10日までを休会とします。

なお、6月10日は、午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。6月11日は、午前11時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 2時10分 散会)